

平成25年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(7日目)

平成25年12月9日(月)

午前10時00分開議

1 議事日程

第1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(15名)

1番 小畑 傳 君

2番 滝波 登喜男 君

3番 金元 直 栄 君

4番 齋藤 則 男 君

5番 長岡 千恵子 君

6番 原田 武 紀 君

7番 川治 孝 行 君

8番 川崎 直 文 君

9番 多田 憲 治 君

10番 上坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松川 正 樹 君

14番 渡邊 善 春 君

17番 酒井 要 君

18番 伊藤 博 夫 君

4 欠席議員(1名)

16番 上田 誠 君

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松 本 文 雄 君
副 町	長	田 中 博 次 君
教 育	長	宮 崎 義 幸 君
消 防	長	竹 内 貞 美 君
総 務 課 長	心 得	平 林 竜 一 君
企 画 財 政 課	長	小 林 良 一 君
会 計 課	長	伊 藤 悦 子 君
監 理 課	長	南 部 顕 浩 君
税 務 課	長	川 上 昇 司 君
住 民 生 活 課	長	野 崎 俊 也 君
環 境 課	長	山 口 真 君
福 祉 保 健 課	長	山 田 幸 稔 君
子 育 て 支 援 課	長	藤 永 裕 弘 君
農 林 課	長	河 合 淳 一 君
商 工 観 光 課	長	酒 井 圭 治 君
建 設 課	長	山 下 誠 君
上 水 道 課	長	山 本 清 美 君
下 水 道 課	長	太 喜 雅 美 君
永 平 寺 支 所	長	酒 井 暢 孝 君
上 志 比 支 所	長	加 藤 茂 森 君
学 校 教 育 課	長	山 田 孝 明 君
生 涯 学 習 課	長	長 谷 川 伸 君
町 立 図 書 館	長	堀 まさ美 君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	清 水 満 君
書 記	君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 皆さん、おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに7日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

1番、小畑君の質問を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） おはようございます。

久しぶりに1番バッテリーになりまして、ちょっと緊張をいたしております。

けさ、朝一番で我が家の庭におりましたら、葉っぱを拾っておりましたら、葉っぱががじがじになっておりました。いわゆる霜がおりたかなど。いよいよ冬が本番間近ということかなと思っております。いずれにしても、風邪などに気をつけていかねばならないなと思っております。

3つほど一般質問を予定しております。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

話はちょっと余談になりますが、11月21日から25日にかけて、本町の日中友好協会主催の中国の旅に出ました。友好関係にあります張家港市、江蘇省でございますが、それと西安、陝西省でございますが、2つの町に行ってみました。

張家港市は我々2年前にも行ってありますが、人口が88万と聞いておりましたが、今回行きましたら150万という説明を受けました。おお、すごいなと思ったんですが、内容をお聞きしましたら、都市籍の住民と、それから流入人口がありますので。都市籍の住民は90万ということで、さほどふえておりませんで

した。逆に言いますと流入人口が60万ということで、ますます入ってくる人口がふえているなという気がします。しかも、まちの中の整備が非常に整っておりまして、もともと張家港市は衛星都市ということで環境のいいまちということでしたが、中央部にやはり高層ビルが立ち並び、その様相は上海と余り変わらないなというくらいきれいな整備がされておりました。

訪れたのはいつものとおり、友好のシンボルであります東渡苑、これは鑑真和尚が日本へ渡った場所ということでございます。それから定年退職した方のカルチャー教室が中心の老人大学、それから、今回初めて張家港市の古い町並み保存区域の、これは鳳凰鎮ですか、これなども非常に印象に残りました。

それから西安市でございますが、これは古くは長安の都としてご存じだと思いますが、シルクロードによる東西貿易の起点となっております。そしてそういうことで栄えておりました。日本にも大きな影響を与えてきたということでございます。町並みは城壁に囲まれておりまして、中心部には鐘楼、鼓楼、いわゆる鐘と太鼓があるお宮さんみたいなところがありまして、これは時を刻んでおるということで、どちらが朝でどちらが夕かは忘れましたが太鼓と鐘で時間を刻んでいると。もともと城壁の外側のほうがかえって大きくなりまして、城壁の中側は非常に小さくなっているということでございます。

いずれにしても、中国から帰るときに、実は最後の夕のテレビを見ておりましたら、司会者と、それから解説者が何やら説明をやっとるんですがよくわからなかったんですね。テレビの画面を見ておりましたら、我々が後で気がついた、わかった東シナ海の地図が出ておりまして、そこに線が引いてありました。何か気になるなと思ひまして帰りの飛行機を見ましたら、乗りましたら、なるほどなということで気がついたんですが、23日、中国国防省は防空識別区——これは日本は「圏」といいますが——を引いたということで、名古屋に着いて読売新聞を読みますと、日本の防空識別圏、これは40年前ぐらいに敷いたということですが、尖閣諸島を含め非常に重なっておりまして、これからどうなるのかなと、不測の事態が起きないか大変不安を感じておる一人でございます。

さらに、11月26日には特定秘密保護法が衆議院で可決し、さらに先般、参議院でも可決されました。国民の7割、8割が疑念を持つとされておりますこの法案、果たしてどのような運営がされるのかと大変心配をしております。

さらに、11月26日、約半世紀続いた米の生産調整、これ減反政策ですが、これが5年をめどに廃止をされると決定されました。TPP問題とも絡み、今後

の農政に大変不安を抱かざるを得ません。そのTPP問題は、特定秘密保護法と絡んでかどうかはわかりませんが、内容がよくわからない、伝わってこないという事です。

先般、12月7日から11日でしたか、シンガポールで年内妥結を目指すということで閣僚会議が始まるようです。担当大臣の甘利さんが舌のがんということと離脱をして、西村副大臣が代理出席をいたしております。非常にTPP問題も、我々百姓にとっては不安な材料でございます。この11月の下旬というのは、そういう意味では大変重要な案件が一気に噴出をしたなと思っております。

そのような中、1つ目の質問でございます。国の新たな米政策、どうするということですが、今申しましたように、11月26日、政府は、昭和45年に始まった米の生産調整を5年をめぐりに、要するに平成30年に廃止と決めました。同様に、生産調整の補助金、これも廃止としました。当面5年間は、現行1万5,000円を7,500円、半額として、いわゆる大幅な大転換であろうと思っております。新聞等を見ますと、米の価格を高く安定するために生産量の調整を決めてきたと、そういう論調がありますが、ご飯1杯——これ約100グラムですが——の価格が、我が家が販売しております1俵1万8,000円で換算しますと、生米50グラムですから、お金の換算して15円になります。だからご飯1杯15円が果たして高いのだろうかという気がします。

先進国はどの国も、農業に対しては多くの補助金を出して自国の農業を守るのは当たり前となっています。なぜならば自国民が食べる食事、食べ物だからですね。それから、農業は通常1年に1作が基本です。それ以上はできないということですから、農業というのは非常に大事だと言われております。

そういうことで我が家の昨年の農業収支の概略を述べますと、うちの場合、1ヘクタール、約1町ですが、圃場で減反が30アール、耕作70アール、自家消費米とか自家販売、それからJAの出荷量を含めまして売上高84万5,000円。これに戸別所得補償金10万5,000円——これは70アール対象でございますが——を含めまして収入額が95万円となります。一方、費用は、肥料、修繕費等で82万円、それから機械等の減価償却で30万円、締めて112万円となります。戸別所得補償金を入れても17万円の赤字となっております。さらに、どういうわけか、農業の場合は労賃がこの中に含まれておりませんから、この分も含めるともっと大きな赤字になるということでございます。私の場合は本県の特徴的農家で、零細な米単作の二種兼業農家だと思っております。私の周

りにはこのような零細農家がいっぱいございます。

今後の米政策、このような現状で今後どう農家を指導していくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問でございますが、政府は平成26年度より米政策の大転換に踏み出すことを打ち出しており、その中で、農業者が行政による生産数量目標に頼らず、みずからの経営判断に基づき、需要に応じた生産を行う方法へ移行するとされております。

現在の永平寺町の平均耕作面積は約0.9ヘクタールで、平成22年農林業センサスのデータによりますと、永平寺町の農業就業平均年齢は71歳で、65歳以上の農業就農人口は全体の76.9%を占め、高齢化が進んでおります。また、全国、福井平均をさらに上回っているという状態でございます。販売農家数につきましては615戸で、販売農家数に占めます兼業農家の割合は95.6%と、農業以外の収入が大半を占めるという結果が出ております。福井県、永平寺町ともに高齢化が著しく、販売農家が減少し、零細な兼業農家が多い農業構造となっている現状で、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域農業の展望が開けない集落地域がふえていることが予想されます。

しかし一方では、集落営農組織及び農業法人並びに認定農業者が増加し、福井県では62.6%、永平寺町では44.9%と水田の集積が進んでおり、法人化による経営体も9経営体と増加しております。

町では、これらを解決するため、地域、集落での話し合いに基づく人・農地プランを作成し実施することにより、地域担い手への農地集積や新規就農、経営継承を促進し、環境型有機農業を推進することによりさらなる農業の体質強化を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 今の返答の中に、水田の集積率が40%をたしか超えているということですが、今後みずからの経営判断で農業経営を行うということですか。

それから、環境型の有機農業を目指すということですが、土地の集積が進めば進むほど、実は、例えばアメリカやらオーストラリア、カナダと比較して規模が全然違いますから、集積すればするほど手間を省くということになりますから、いわゆるこの環境型有機農業というのは非常にやりにくくなるというのが私の思

いでございます。ちょっと相矛盾する部分があるのかなという感じがします。

それで、ちょっと次の質問に入りますが、私はJAのあり方が問題視されると思います。

JAは、行政いわゆる農政の下請的機関を持っております。そしてそれなりの存在価値があつて、それをもとに営農指導や、それから農協貯金、農協共済事業が成り立っているというのが現状かと思っています。今度の政策によりまして組織の存在が危うくなってくると私は思っております。いわゆる小泉政権の郵政改革と同様で、先般も新聞にちょっと出ておりました農協改革ということで、たしか来年の6月をめどにという記事だったと思っております。そういう意味で、安倍政権の農協改革が始まろうとしているように感じます。TPP問題や対中国製問題が微妙に絡みまして大幅な改革が迫られるかもわかりません。もしかすると農政そのものが隅に追いやられるんじゃないかなという感じがします。

郵政改革もいわゆる対米依存の一端がのぞいておりますが、今度の農協改革もそのように農協貯金とか農協共済がやり玉に上がるんじゃないかなという感じがします。そういうことにならないようにしたいんですが、ここらあたりのご所見、どうお考えでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問ですけれども、農協につきましては、集積される一方の担い手とか営農集落を除く個人の生産者につきましては、やはり農協を通じて米の販売等を行われるということで、ニンニク、ピクニックコーン等もほとんどが農協を通じて販売されているという実情でございますので、今後もそのまま継続して販路を確保していただきたいなということで考えております。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 質問とちょっと違うかなという感じがしますが。これ載せてなかったの、ちょっと申しわけないと思うんですが。いずれにしても、余りにも対米依存にならないほうがいいなと私は思っております。

この減反政策が実施されますと、当然のように米価は下がらざるを得ないだろうと。そうしますと零細農家は農業を諦めるしかない、あるいはある程度土地集約化が進むかもしれない。

しかし、農地には別の側面がありまして、特に市街地周辺の農家は大方が二種兼業農家でそんな影響を受けないとも言えます。といいますのは、いわゆる減反

政策以前に戻るわけですが、何とか自分のところの米程度ならつくるだろうということも考えられます。ですから余り影響しなくて、米は今までどおり生産されるのかなという気もします。ここしばらく先が読めない。農家の思惑も二転三転動いているのかなという感じがします。

農地を守る取り組みに交付する今度の政策ですが、日本型の直接支払いという名目で、来年、26年度から創設するようですが、制度がちょっとよくわからない。特に私どもは農地・水を取り組んでおりませんから、要するに主食米が需要を超えないようにするために、飼料米やら、あるいは米粉用いわゆる加工米への転換を促進する補助金がついてくるようであります。26年度から拡充する収穫に応じて支給額が変わり、平均より多ければ基準額8万円から増額して上限10万5,000円となる。下回れば下限5万5,000円となるという、そういうふうな制度も取り組むようであります。

地域の特色ある農業振興策を促進するために、町が独自で選んだ転作作物に関して農家に支払っている補助金の産地交付金を今度から充実すると書いてありました。これは地域がその農作物を決めることができると。先ほどピクニックコーンという話も出ましたが。ということで、これからはますます地域間競争が激しくなるということが予想されます。

じゃ、本町は、さっきのピクニックコーンあるいはタマネギとかいろいろあるんですが、本格的に取り組む転作作物はどういうものを選ぶのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問の産地交付金についてですけれども、これは飼料用米、米粉用米の多収性品種や加工用米の複数年契約について交付される交付金でございますが、現行の経営所得安定対策における産地資金については、地域設定分として、タマネギ、ニンジン、ニンニク、ピクニックコーンの4品種を町の地域振興作物として交付対象作物としております。

今後、要綱に従い、どの作物を設定していくかを関係機関で協議していく必要があり、国が1月中旬ごろに説明会を行うということで、その説明会を受けまして設定していきたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） わからない部分もあろうかと思うんですが、私はぜひとも以前から話をしております小麦の県大3号、これをやはり一つの大きな転作作物と

していただけるとありがたい。いわゆる米の裏作にできますので非常に可能性が高い。それから麦でできたパンを食べてもいいだろうし、ラーメンを食べてもいいだろうし、そういう麦を待っている需要者の方もおられると聞いております。

昨年、一昨年と小麦の県大3号の種をとっているんだということをお聞きしております。その県大3号の来年の耕作予定はどうなっておるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 県大3号の作付面積については、今、町内では、光明寺地区で0.8ヘクタールの面積が作付されております。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 種をとっているということなんですが、そこらあたりちょっと今回答なかったんですが、やはり県立大学の教授が開発したということでございます。ぜひとも地域に合った、大学と共生ができる作物ということになるのかなと思います。米だけでない麦もひとつ視野に入れていただいて、何とか果敢に努めていただきたいと、かように思います。

1つ目の質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、2つ目でございます。不動産課——これ仮称ですが——の新設で人口減少対策をとということでございます。

町の広報紙を見ますと、平成21年1月1日付の本町の人口が2万160人でした。毎年100人前後の人口が減り続け、平成25年1月1日付では469人が減って1万9,691人となっております。この傾向は、ほぼ全国的に減ってきておるといふことだと思っております。なかなかこの人口減をとめることは難しいようでございます。

本町は、子育て支援、それから福祉支援、学校教育支援など、大変住みよいまちづくりに努めております。県内でも人口の減少が少ない町ということも聞いております。それから地勢的にも県都福井に隣接をしております、えちぜん鉄道が東西に走っております、JR福井駅まで15分で行けます。これは松岡地区でございますが、さらに南北に北陸自動車道が走り、平成28年には中部縦貫自動車道が大野までつながります。まことに便利のよい町だと思っております。また、町内には県立大学、それから福井大学医学部があり、附属病院は地元はもとより、奥越を含む地域の総合病院として大きな役割を果たしています。

このように大変恵まれたところにあるわけですが、これを活用して人口増を図るには、やはり土地の流動化が必要かと思っております。例えば松岡の清流地区

などは、今も新築中の家がところどころ見られております。あそこへ家を建てるまでには大変ご苦労されているのではないかなと思っております。そのほかにも永平寺町には立地条件のよい場所がいっぱいあります。そういう意味で、先ほどの減反政策の中の農地の問題もひっかかってきますが、地元の農家の協力のもと、適正なところが見つからない人に対して、やはり行政で、売りたい農地、それから買いたい宅地というのをどうしてもマッチングする必要があるかと、そういう情報を一元化する必要があるかなと思っております。そうすることによって非常にわかりやすい人口をふやす方法かなと思っております。

以前に私聞いた中では、本当は清流地区に地面を欲しかったんだが、わからなくてあわらのほうへ出たという方がいたということを知っておりました。ということで、例えば建設課の中に不動産担当者を置いてもいいだろうし、農林課に置いてもいいだろうし、あるいは別の課をつくってもいいだろうし、ということで、いわゆるスムーズな土地の流動化を図る必要があると思います。お考えをお聞きます。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのご質問でございますが、まず初めに、売りたい人や買いたい人の情報の一元化とスムーズな土地の流動化につきましては、土地を探している人につきましては大変よい提案だと思っております。こうした中で情報の一元化等につきましては、情報収集の方法、また土地の流動化の制限、情報公開などいろいろな課題もございますが、今後検討してまいりたいと考えております。

また、現在、当町ではホームページ等におきまして定住支援などの情報を提供いたしております。こうした中で不動産業者等とホームページでのリンクを図りまして、町内の不動産情報を閲覧できるような取り組みができないか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今ほどの企画財政課長の答弁に少し補足をさせていただきますと、県外のある市におきましては、地元の宅地建物取引業協会との間で定住促進にかかわります不動産物件の情報提供に関する協定というものを結んでおりまして、土地だとか建物、アパート、マンションといった不動産物件に関する情報を市のホームページで市民に提供している例がございます。

また、ある町におきましては、町内の個人や不動産会社などが所有しております土地だとか賃貸物件を不動産バンクとして町に登録をしていただきまして、町のホームページを通じて登録物件を、売りたい物件、貸したい物件として情報発信をいたしまして、売り主と買い主をマッチングさせると。そして定住促進につなげていくというふうな取り組みを行っているところがございます。

インターネット上からの情報ですので詳細につきましてはなかなかわかりづらい部分ではありますが、いずれにいたしましても、実際の交渉だとか契約行為は当事者間、もしくは市町と協定をしております不動産会社が担当をしているようでございます。こうした例をもう少し研究をさせていただいて、本町でも、町のホームページにございます定住促進のポータルサイトという中でそういった取り組みができないかを検討してまいりたいということでございます。

なお、議員のほうから、町の行政組織の中に担当課あるいは担当部署を新設してこうしたことに取り組んではどうかというふうなご提案をいただきましたけれども、役場が直接その不動産の売り主、買い主の間に入りましてそういった業務を行うことについて、有資格者、例えば宅地建物取引主任の配置をすることが必要なかどうかとか、あるいは民間の不動産業者に対する民業圧迫につながらないかと、こういった課題もございますので、その辺の組織の新設については十分検討をする必要があるのではないかなど、このように考えております。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、人口増を図るために農地の流動化というお話をいただきました。これからのまちづくりの大きな課題は人口をふやすことでもあります。人口を減らさないことが一番重要であると思っていますので、大変いい提案をいただきましたので、今後どういう形でそういうものを対応できるかということも考えていきたいと思っております。

清流地区におきましても田んぼで農業を営んでいただいておりますが、まだ3万3,000平米ぐらいあります。1万坪ほどあります。そういう中で、444世帯だと思いますが、住居をつくっていただいておりますので、これからどういう形で、農業も大事でありますので、その辺をどういう形で町民の皆さんあるいは町外の皆さんにいろいろとその地域のよさなんかを情報公開しまして、いろんなことをしていったら、今の提案に十分対応できる体制をつくっていききたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 最近ですか、民放で永平寺町のPRも始まっているということを知っています。本当に大事なところかなと思っています。

特に清流地区の場合は旧市街地と清流地区がいわゆる隣接しているということで、ほかの市町で見られるように、独立した団地ですと荒廃が目立っているんですが、あの清流地区は今後そういうことはほとんどないということが想定されます。そういうことで、優良な宅地の提供をお願いをしていきたいと思っています。

それで、3つ目の質問に移りたいと思います。

街路樹のあり方を考えるということで、この質問を考えておりましたら福井新聞に、たまたま福井市の欄に、あれ、出とるなということで、この前見ました。

通常、道路は、歩行者と、現在は車との運転者が利用をして、もしかすると車と歩行者相反する側面があり、双方がよくなるように利便性を追求してきたところでもあります。道路の持つ機能は、景観、環境など、ほかにもいろいろありますが、そういうことで最近気になることが道路脇の街路樹の存在であります。およそ人の住むところにありまして、人の住まないところに木を植えても余り意味がないんですが、その意味では癒やしの面も大いにあるかなと思っています。

私の知っている街路樹は、国道416号線、要するにこの役場前の通り、それから県大前の通り、福井大学医学部の前の通りが松岡地区ではあるかなと思っています。特に気になりましたのが、416号線の街路樹が大きくなり過ぎていないかと、道路の見通しの妨げになっているんじゃないかなと、それから道路標識の見落としにつながるんじゃないかなと、さらに台風などの影響で倒伏をするんじゃないかというなどいろいろ問題がありまして、それから剪定などにも費用がかかります。それから落ち葉もある意味厄介者になるわけです。街路樹の周りの除草も非常に、誰がするんだということになります。ということで、街路樹のあり方が今問われているかなと思っています。

ということで、以前にあそこ、10月でしたか、あの416号線を横断するときにはねられまして亡くなられたご老人の方がおられました。あれも私の知っている交通指導員の方にお聞きしましたら、「街路樹が大き過ぎるんや。もうちょっと小させなあかんよ」というお話も聞いておりました。

ということで、街路樹のあり方をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、国道416号は県が管理している道路でございます。

すが、この道路の松岡芝原2丁目から松岡神明3丁目までの約900メートルございます街路樹の管理状況について県に確認させていただきました。植樹の時期といたしましては、昭和63年ごろに植樹され約25年が経過しておりまして、議員さんもおっしゃったとおり、樹高、高さですね、それと幹周りもやや大きくなってきているのが現状でございます。この街路樹の影響によって道路標識や交通などの視界に支障が出るおそれがある場合には、速やかに剪定するように県のほうにもお願いしているところでございます。

また、街路樹の管理業務の契約期間は、県では5月から11月までとなっております。この期間内で定期的に街路樹の生育状況を確認しており、現在までに台風などや倒木の被害は今のところございませんが、強風時については必ず県が現地の確認を行っているところでございます。また、街路樹も植物でございますので腐食のことも考えられます。そういった場合につきましても速やかに県のほうで伐採の対処をしているところでございます。

街路樹の剪定時期につきましては11月ごろより施業をしております、そのため落ち葉によるスリップ事故等の報告は今のところございません。また、落ち葉の清掃、それと植樹ますの除草につきましては業務の工程の中には入っておりますが、やはり地元ボランティアの方々が協力をしていただいているところも非常に大きな力になってございます。

また、剪定の費用につきましては、これは県では、永平寺町内に県の管理の植樹している街路樹の場所については国道416号とほか2路線ございまして、それを一括発注しているということを聞いております。街路樹の費用としては、参考までですけれども、250万程度というふうにお聞きしているところでございます。

また、最後に、町の交通安全対策として、平成18年度から平成22年にかけて、永平寺町のほうで福井大学医学部の町道五領42号線の改良工事に際しましては、街路樹の間隔を広げるなど交通視界の確保にも努めております。また、今後も町が管理する街路樹によって交通事故の要因とならないよう、また県のほうもそういった交通事故の発生原因にならないよう適正管理に努めるとともに、県に対しましても同様の要請をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） ありがとうございます。

植栽の中には、割と名の通っているハナミズキですか、とか、そのほかの名前もあるんですが、どうもこの前の通りの植栽、何という名前かわかりませんが、やたらと葉っぱが多いなど。なるべくならば癒やしの部分を大事にいただいた木がこれから植えられるといいなと思っておりますし、背の高さも人の2倍ぐらいで、やっぱり4メートルぐらいまでにしないと、余り大きくすると景観上もよろしくないなという気がしております。

これからもひとつそういうことで街路樹の剪定をよろしくお願ひしたいということで、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 次に、7番、川治君の質問を許します。

7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは、7番、川治です。通告に従いまして3問質問をさせていただきます。

初めに、燈籠流しの成果と会場整備についてお伺いをいたします。

夏の終わりを告げる永平寺町の風物詩であります九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながしが8月25日に開催され、2万5,000人を超す来場者が見守る中、大本山永平寺の僧侶によります大施食法要の後、河川での灯籠といたしましては日本一の規模を誇る1万個の灯籠が九頭竜川に流されました。静かに流れる光景は荘厳にして厳粛な中でとり行われました。最後に100発の花火が祭りに彩りを添えて終了いたしました。この九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながしは、今では各交通公社や旅行会社がツアーのコースに組み入れ、全国各地から永平寺河川公園に大勢の方々が訪れます。

こうしたことから、次の点についてお伺いをいたします。

昨年は、来場者2万5,800人、駐車場が、無料ですが1,000台、トイレが30基、花火が100発、僧侶の人数150名と聞きましたが、灯籠及び出店も合わせまして、25年度の実施状況についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 九頭竜フェスティバルの来場者につきまして、本年度は2万6,000人余りの方がお越しいただいております。駐車場につきましては、平成24年、25年度とも町内5カ所で、一般車両1,560台分、大型バス用で60台分を用意させていただきましたが、ともに満車の状態でございます。

した。

トイレにつきましては、仰せのとおり身体障害者用簡易水洗トイレで、それを準備させていただきました。台数につきましては仰せのとおりでございました。

花火につきましては、平成24年、昨年度は1,152発でございました。ことしは1,243発ということで実績でございました。

本山の僧侶につきましては、本年度は、大施食法要を営んでいただいた僧侶につきましては120名、あと準備とかそういったことを合わせますと150名近くになるわけですが、法要自体は120名というふうな実績でございました。

バザーの出店につきましては、前年、24年、25年度とも12団体で18テントということで出店をいただいたという状況でございます。

あと、灯籠の台数につきましては9,200基ほどの基数ということになっております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは、九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながしは地元優先のイベントか、または多方面にわたる観光誘客も視野に入れたイベントかについてお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） このイベントの捉え方でございますが、仰せのとおり、日本有数のというふうなご質問もございましたが、九頭竜フェスティバルは河川で行われる灯籠流しとしては、おっしゃられたとおり日本最大というふうに言われております。もちまして、町内はもとより全国各地からたくさんの多くのお客様が見込める催しであるというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは、会場内の出店は、永平寺町内の葉っぱずしやアユ、またソバやニンニク、ピクニックコーン、そしてゴマ豆腐など、全国から集まる人たちにPRするには絶好のチャンスでもありますが、今後の九頭竜フェスティバルの中で農工商が一体となった出店や、またイベントも必要かと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 今回、九頭竜フェスティバルの中で出店いただいた関係の団体の中で、やはり農工商の連携を考えまして、葉っぱずしであるとかそ

ういった出店もございました。そのほかに、九頭竜フェスティバルのステージイベントの中でも、農工商ブランドの発信協議会のメンバーにその時点で出演いただきまして、永平寺町の農工商連携の取り組みにつきまして、ラジオ生放送でございましたが、情報発信を行った経緯もございます。また、バザーには、商工会の青年部であるとか商工会の女性部、また観光物産協会など関係の連携団体が出店しているといったような状況でございまして、ご指摘のとおり、今後も農工商連携を考えた内容で配慮した内容で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは、写真マニアのある方のコメントですが、永平寺町の燈籠流しのWEBページは情報不足であるとのことではありますが、1万個の灯籠が流れるということはその数倍の人たちが集まりますので、近畿、関東方面を初め各方面から団体バスで訪れますが、きめ細やかな情報をWEBページで公開し、満足していただけるページをつくる必要があるかと思いますが、この点についての今後の対応をお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 九頭竜フェスティバルの情報発信でございしますが、まず福井新聞であるとか日刊県民福井、福井放送で、これは県内に向けた情報発信を行っております。また、朝日新聞、産経新聞、本山関係の雑誌「傘松」、本山関係の雑誌「禅の友」、また永平寺町のホームページ、観光物産協会のホームページということで全国向けの情報の発信、提供というものを行っております。また、そのほか各種の情報誌、旅行雑誌等もございしますが、そういったところへの掲載も積極的に活用させていただきながら情報発信も行っているというところでございます。

それで、ご指摘のウェブページにつきましては、今後、独自のホームページを作成するといったようなこと、また、その中できめ細かな情報発信をできればというふうに検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 会場の整備、設営は数週間を要するかと思いますが、イベント当日及び1日前の降雨によりましては、当日の会場全体は水浸しとなりまして、ところどころ水たまりになっているかと思っております。

この永平寺河川公園は、河川の形状からもわかりますように、集中豪雨の増水に対応した天然の遊水地としての役割を果たしているかと思えます。こうしたことから、年二、三回は河川公園が冠水状態となりますが、集中豪雨に見舞われない限り有効に利用できる河川公園でもあります。

九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながしは永平寺町にとって最大のイベントでもあり、水浸しのイベント会場は余り聞いたこともなく見たこともございません。全国から訪れる2万5,000人以上の方々的心情はいかばかりかと思えます。また、この河川公園は、平常時においても小学生の野外教室として活用しているかと思えますが、年間を通じて軽スポーツの競技場としても使用しております。

健康で笑顔に満ちた活力ある豊かなまちづくりと観光誘致を目指す永平寺町として、今後、最大イベント会場でもあります河川公園の表面排水処理対策として暗渠排水を講じる必要があるかと思えますが、この点についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず永平寺河川公園の芝生広場でございますが、約1万3,400平米ございます。そのうち、九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながしが開催される主会場部分でございますけれども、約9,640平米の芝生面積を利用しております。

特に本部の入り口付近につきましては軟弱であるため排水状況が悪いということから、今後、そちらの悪い状況の場所をよく調査をさせていただいて、ほかのスポーツ、近くの志比小学校の子どもさん、児童が使える、また社会体育に使えるような排水状況に改善していきたいと思っておりますので、排水状況の悪いところから順次整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 行政はそれぞれの担当分野があるかと思えますが、町内における各種イベントでは担当分野が競合することが多いかと思えます。庁内会議の中で 密な協議をすることによりまして充実したイベントを開催することにつながるかと思えます。

観光の振興と快適でにぎわいのある活力ある豊かなまちづくりを目指す当永平寺町として今後の対策を期待いたしまして、この質問を終わります。

2番目に、公共事業の発注についてお伺いをいたします。

被災地の復旧工事に伴う公共工事の増加、消費税の増税前の駆け込み需要で建設業界は回復傾向にあります。こうしたことから全国的に工事量が増加し、労務費や円安に伴う資材単価が高騰しておりますが、このような状況は利益が圧迫される要因ともなっております。また、職人不足で工期がおくれたりする中で、請負金額に価格を転嫁できない業者もふえていることが現在の状況であります。

こうしたことから、次の点についてお伺いをいたします。

永平寺町では、一般競争入札、指名競争入札、公募型指名競争入札のいずれを取り入れているのかをお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） それでは、お答えいたします。

本町では、工事、業務委託及び物品購入に係る入札については条件つき一般競争入札及び指名競争入札を取り入れております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 建設業者は規模や技術力に応じてランクづけがなされますが、ランクに応じて受注できる工事金額が決まっております。永平寺町におきましてのランクとランクづけの基準及び各ランクごとの業者数についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 本町では建設業者のランクづけを定める基準を定めていないので、業者選定で建設業者の格付が必要となる場合は福井県の格付を参考にしております。ただし、町内の土木業者については、県の格付がAまたはBランクの業者は町のAランク、県の格付がCランク以下の業者は町のBランクとしております。指名入札の対象としている町内の土木事業者数は、町のAランクが13社、Bランクが16社の合計29社でございます。

土木事業者以外の建設業者については、入札参加資格名簿の登録数や発注件数が比較的少ないことから、町のランクづけを設定はしておりません。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ランクづけに当たりまして経営事項審査が必要かと思いますが、この審査は工事種類別年間平均完成工事高、また自己資本額、職員数、種類

別技術職員数、そして労働福祉の状況や工事の安全実績、そして完成工事高、經常利益率、また自己資本比率や、そうした数多くの経営手法をもとに評点がつけられますが、特に重視される完成工事高を見て、発注者側はこれらに加えまして、工事成績等の主観的項目を加え、AからEまでのランクづけがなされるかと思いますが、経営事項審査は監理課で行っているのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） ただいまの質問でございますが、仰せのとおり、いろいろな項目で成っておりますが、経営事項審査に当たっては、経営の状況、今言いましたように、規模、技術能力等の客観的な事項を統一的な一定の基準により審査することが効率であることから、経営の状況の評価は、国土交通大臣より登録を受けた一般財団法人建設業情報管理センターなどの登録状況分析機関が行い、技術的能力その他、経営状況以外の客観的事項の評価は国交省または都道府県知事が実施することと建設業法でなっておりますので、監理課では行っておりません。

ただ、建設工事に係る競争入札参加資格申請では、経営事項審査結果通知書の添付を求めていますので、指名願を受理する際に経営事項審査結果の添付がされているかどうかは監理課で確認しております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 各市町村では、地元の中小企業を保護するために工事を分割して分割発注を行うことが多いかと思いますが、分割によるメリットや、またはデメリットについてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 分割発注につきましては、工事区間の長大な場合、それと工法的に業種を区別することが妥当な場合に行われております。

分割発注のメリットといたしましては、工期が短縮できること、それと業者の受注機会がふえることによって地元業者の保護と育成ができることなどが挙げられております。一方で、一括発注と比較して諸経費が若干割高となることと、発注業務の事務量が増加するといったことも言われております。

町ではこれまでも分割発注に取り組んできたところでございますが、今後もこの取り組みを継続し、地元業者の保護、育成に努めてまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 県を初め各市町村では最低制限価格を設定することが多いかと思いますが、永平寺町では最低制限価格を設定しているのか。または、入札価格が一定価格以下であった場合、その価格で契約内容が合った工事ができるか否かを調査して、できない可能性が高いならばその入札を廃止する低入札価格調査制度を取り入れているのか伺います。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 永平寺町では、平成21年に最低制限価格制度実施要領を定め、設計金額が500万以上の建設工事及び工事に係る測量調査設計等の委託業務の入札に適用しております。

低入札価格調査制度については、平成18年度より低入札価格調査に関する基準を設け、設計金額が500万以上のものを対象として執行していましたが、平成21年度以降につきましては低入札価格調査制度に変えて最低制限価格制度を採用しております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 今後、松岡中学校の武道館建設など大型入札が見込まれたとき、前項で述べた入札方式以外に、VE方式、いわゆる価格のみならず技術による競争を促進する観点から、工事の内容や難易度に応じて民間企業の技術力を活用する多様な入札方式、いわゆる総合評価落札方式を取り入れるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） それでは、入札契約段階で発注者が受注者からの技術提案を受けるVE方式、今議員さんも言いましたバリューエンジニアリング方式は良質なものを低価格で調達できるというメリットがあります。しかし、市区町村レベルにおける採用が増加しないのは、契約書上VE条項を入れても、具体的に提案のできる工事件数が少ないことや、すぐれた技術提案があったとしても、発注者側で技術提案に対する適正な評価が難しいことが指摘されております。また、契約後、VEでは、完成工事高の減額変更に伴い、完成工事高の比重が高い経営事項審査における評価が低くなり、請負業者の創意工夫に基づく契約後VEが実

施されにくいという制度上の要因があるようでございます。

町の発注工事は国や県と比べて発注規模が小さく、具体的な技術提案が可能となる特殊工事が少ないのが現状であります。V E方式を早急にとることは難しいと思いますが、将来的にV E方式の対象となる工事が見込まれる場合には、県内自治体の動向を踏まえながら検討すべき制度ではないかと考えております。

したがいまして、現時点におきまして早急にV E方式を入札に取り入れる状況には至っていないというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 永平寺町の9月の入札結果一覧表から見ますと、1,000万以下で27社、1,000万から2,000万以下で31社が指名をされ、おのおの1社が辞退をしております。また、10月の入札結果は3件あり、いずれも同じ業者で26社が指名をされております。また、工種の違う特殊工事につきましては、競争入札の指名件数の規定から、近隣の福井市の業者も含めて入札をしているかと思いますが、指名業者の選定と年度末にかけての発注予定についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 指名業者の選定については、永平寺町建設工事の発注及び業者選考に関する基準に基づき、土木一式工事の業者の選定に当たっては、町内業者で施工可能な工事は町内業者を選定するように努めております。他の種類の建設工事についても、町内業者で施工可能な工事はできる限り町内業者を指名するように努めておりますが、町内に資格のある業者がない場合や、工事内容によって近隣の町外業者も指名しております。

それから今後の発注状況でございますが、年度末にかけまして建設工事18件で、設計金額で約3億円の工事を予定しております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 終わりになりますが、年度末発注の工事量の増加と資材単価の高騰と技術労働者いわゆる熟練者の高齢化と東日本大震災の復興や防災事業の拡大によりまして、公立学校や高速道路でも入札の不調が続いております。

国立病院機構では、岩手県から沖縄県までの17府県にある老朽化した病棟の建てかえ工事を4回発注いたしましたが、いずれも不調に終わり越年する見込みであります。また、神奈川、富山、大分、宮崎県では業者が入札に参加せず、入

札ができなかったこともございます。文部科学省によりますと、公立学校でも入札不調が相次いでおります。また、東日本、中日本、西日本の高速道路3社は、入札件数589件の約3割が不調であったと報道されております。

このような多くの工事入札の不調があったことから、各自治体では予定価格の引き上げを検討しているとお聞きしていますが、当町の対応についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） では、お答えいたします。

これまでの入札結果から、早急に予定価格を引き上げる必要性は感じられませんので、工事担当課には今後も建設工事の適正な積算に努めていただきますよう要請を考えております。

予定価格の設定については、今後、他の市町の状況や本町における入札あるいは見積徴収の結果を注視して、年度末に向けた対応が必要ではないかと思受けられる場合には、それらの状況を速やかに上司に報告し対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） この問題は大変難しい問題ではありますが、今後の適切な判断を希望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで20分まで休憩いたします。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

11番、長谷川君の質問を許します。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 11番、長谷川治人でございます。よろしくお願いたします。

今回、通告に従いまして質問させていただきますが、2問の質問をさせていただきます。1つ目が国道364号線の整備促進について、それから2つ目が教室エアー搬送ファン設置工事についてということで2問質問をさせていただきます

す。

まず1問目でございます。国道364号線の整備促進についてお聞きをいたします。

この件につきましては今までも何度か質問をいたしておりますが、今回は整備に「促進」をつけ加えての質問でございます。こういった問題は、過去の例を見てもみますと、5年、10年、20年はあっという間に過ぎてしまいますので、そのところを踏まえて重ねて重ねて質問をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さて、合併時からの懸案でありました機能補償道路につきましては、本年、全線供用開始になりました。また、中部縦貫自動車道につきましても、平成28年度中には大野までの開通の見通しが立ちました。いよいよ私どもの従来からの懸案でございます国道364号の整備についてでございますが、このことにつきましては、せんだって開発センターでの町政懇談会の際にも町民の方からもご質問があったかと思っております。

私もかねてからお聞きしておりますが、国道416号から南方方面、機能補償道路までのアクセス道路について、今まさに検討されていると思っておりますが、現時点でどこまでその検討が進んでいるのかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） これまでに何度かお答えさせていただいておりますアクセス道路につきましてお答えさせていただきます。

町では、永平寺口駅周辺を核といたしまして都市再生整備計画を進めており、駅前広場整備や永平寺線跡地を活用した遊歩道の整備など、新たな観光レクリエーションの機能の創出と観光客の誘客を促進し、地域産業の発展や交流人口の拡大と地域の活性化を図ることにしております。

また、平成28年には永平寺支所横に、消防力の強化と消防機能の広域化に対応した体制構築のため、新たに永平寺消防署が整備されることになり、永平寺口駅を拠点としたまちづくりや新消防署の整備の推進をする上で中部縦貫自動車道永平寺東インターや機能補償道路、さらには国道364号に結節する道路といたしましてアクセス道路整備の重要性を認識しております。現在、県や関係機関などと協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

いろいろご検討されているということでございます。本当にそのご努力に対しましては敬意を表するわけでございます。そういった敬意を表しながら、その計画が早く実現されることを強く望んでいるところでございます。

実は今検討されている、もちろん駅周辺を含めたもろもろも、消防署も本庁の近くに来るといった話も建設課長から聞いておりますけれども、従来、特にあのバイパスの計画がありましたが、その目的の中で、いわゆる諏訪間の永平寺川沿いの橋が何本かかかっている狭隘のあの場所ですね。あそこが解消の目的にもあったと思います。あそこが、今言ったようなことでそのアクセス道路が解消されれば、県外からの大型自動車、特に観光バスを含めたドライバーには本当に感謝されるというふうにするわけでございます。

実は過去に、今も言いましたように、国道364号のバイパス計画があったわけでございます。ちょっと話変わりますけど、国道416号の東古市交差点から北側になりますが、鳴鹿橋に至る狭い場所、あそこの解消も目的の中に含まれていたと、そういうふうにするんです。そのバイパスの計画についてはさまざまな経緯がありまして、今は立ち消えの状態になってしまいました。それはそれとしまして、やはりあの東古市の狭い部分はネックになっているというふうに思います。それは従来から大型車両、ダンプも含めて、特に県外からお見えになる観光バスの運転手の声でもあります。

そこで、もう今時代にそぐわないんでしょうね。バイパスとなると、どうしても橋梁を一つ架設しなきゃならない。そういったことを含めると巨額の投資になります。今のご時世では到底無理な話になるんだろうと思います。

そこで、今後、今検討されているようなお話のような考え方で、現道改修、まあ難しいんでしょうね。現道改修も含めた、いわゆるまた違った方面のアクセス道路の検討の余地はないのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

ぜひ検討をしていただきたいんですが、その中で山中町、それから福井市を含めた国道364号線期成同盟会の整備計画の中に取り入れていただいて、広域的な大きな力でぜひとも取り組んでいただきたいのと、そういうふうにするんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず国道364号のバイパス計画でございますけれども、これは議員さんもお存じのとおり、今おっしゃったとおり、諸般の事情によりま

してバイパス計画が現在のところ休止という形で、まず諏訪間の狭隘部分あるいは東古市の狭隘部分ということが非常に交通障害になっているということから新たなバイパスを建設するといった計画が進められてきたところでございます。

ただ、今議員さんもおっしゃったように、社会の情勢が非常に変わってまいりました。これは申し上げることもなく、中部縦貫自動車道の整備あるいはその前には国道364号の、今、谷口、東インターの近くまでバイパスができたという大きな変化が挙げられます。ちなみに、平成11年の交通センサス、これ諏訪間の状況ですけれども、約9,000台ほど通過交通量がございました。それが平成12年に国道364号のバイパスができた時点で諏訪間の部分が3,400台ほどに減少しております。そういったさまざまな道路の整備によって大きく変わってきたということが1点挙げられます。

しかしながら、この東古市の狭隘部分につきましては、やはり国道416号から北のほうに向かう、あるいは県道勝山丸岡線との接続する部分において非常に重要な部分であると。短いながらも、その約200メートルぐらいの狭隘部分にありながら非常に重要な路線であるというふうに感じているところでございます。

そういったところから、東古市の交差点から鳴鹿橋の区間の部分について、まず東古市の交差点につきましては、平成16年度に交差点部分で右折レーンの改修工事を、拡幅を行っております。そのほかの区間においても、今ほど申しましたようになかなか狭隘な部分ということで、歩道もなく大型車のすれ違いも十分でない箇所もございます。これは現況の交通状況を十分検証いたしまして、国道364号の改修促進期成同盟会においても、整備について県と十分協議していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 検討をしていただけると。できるできんは別としまして、ぜひその土俵の上に上げていただいて検討していただきたいと、かように思います。

そこで、建設課長のほうから、いわゆる私にとっては前向きなご回答をいただきました。

最後に町長にちょっとお聞きしたいんですけど、町長は今3期目の出馬ということで、その出馬に当たって、特にこの道路整備につきまして、中部縦貫道も2

8年度中ということで、まだ今道半ばといったところでございます。最後の仕上げに力が入るというところでないかなと。私はぜひとも、この国道364号の整備促進についても公約に掲げるぐらいの前向きなお考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、町におきまして道路整備を幾つか行っております。お話ありましたように、中部縦貫自動車道も28年度、永平寺町におきまして全線開通ということでもあります。中部縦貫自動車道も供用開始になりますと、特に東インター、それから機能補償道路が開通しておりますので、先ほども申し上げましたように、駅周辺の整備あるいは消防庁舎との兼ね合いで今県と話を進めておまして、東インターあるいは機能補償道路の終結点のところと駅前あるいは消防のところへ入ってくる道路の検討を始めております。

それから、お話ありましたように364号のお話でありますけれども、これはこれまでルートはいろいろありましたけれども、そのルートが今は、どういうんですか、中止となっております、そういう中で、例えば、今お話ありましたように、諏訪間のところの道が非常に狭いということもありますし、それから東古市から鳴鹿橋へ行くところも非常に道路が狭いということでもあります。今お答えしましたように、364号の期成同盟会にも県を通じてお話をさせていただきまし、もう一つは、今、町がいろんな道路の取り組みを行っております。その中に入れまして課題を十分検討しながら、町の道路整備として取り組んでいけるようにしていきたいと思っております。

町におきましても、上志比で藤巻線の歩道の整備を行っておりますし、それからもう一つ、前から出ておりますのは、五松橋のところの狭隘部分の整備であります。もう一つは、県立大学前の交差点の整備を県にお願いをしております。そういう中で、東古市から鳴鹿橋のところ、たしか400メートルぐらいあるんかと思うんですけれども、そのところとか、あるいは諏訪間のところのそういう部分も含めて、町の道路整備の中で位置づけをしていきたいと思っております。

同盟会の話もこれから県と相談いたしますが、とにかくそれはそれとして、町の道路整備の中に位置づけて課題を十分検討しながら進めていきたいと考えておりますので、そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） なかなか国道の話ですので、町長さんは町の事業という

ようなことを言っておりますけど、そこは行政のほうにお任せするという事です。

この364号期成同盟会、これも従前は、山中を含めた形の場合は盛んにやっていたかと思えます。今、年に1回の総会を開いて早々とお開きといった有名無実な状況でないかなと、こういうふうに思っております。こういった同盟会を有効に活かしてほしいなど、こういうふう思うわけでございます。

町長さんからも前向きな話をお聞きいたしましたんで、ぜひともひとつよろしくお願ひしたいなど、かように思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほど国道364号の活動について議員さんお触れになられたと思うんですけども、当然総会のほうというのは、今ほどおっしゃったような形でいろんな形で進められておりますけれども、やはり年内、幹事会を開催させていただいて、毎年、先進地視察を幹事会のほうでとり行わさせていただいております。昨年も舞若自動車道のほうの、新聞でもうたわれている橋梁の一番難しい場所というところの、ちょっと名前を忘れちゃったけれども、そちらのほうにも行かせていただきました。また、ことは、橋梁の修繕的なものが今後出てくるということで、国道158号線の和泉にかかる橋のところを幹事会のほうで行ってまいりました。

また、国道364号の道路マップをつくろうということで各5市町の皆様にご提案いただいて、来年度中には何とか仕上げてまいりたいというような活動もさせていただいているところでございますので、どうかひとつご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今いろいろと申し上げましたけれども、364号同盟会との関係といいますのは、福井市と大野市と、それから永平寺町と坂井市と、それだけ入っております。山中町ですか、加賀市も入っておりますけれども。

今申し上げましたのは、町の道路整備の中に位置づけていますのは町の非常に重要な部分だということで、同盟会との関係もありますし、そういうことで町の道路整備の中に位置づけて、非常に狭隘部分、6メートルほどしかないと思うんですけども、トラックが通れないということでもありますので、そういうことも含めて町のそういう、国道ではありますけれども、町の道路の整備の中に位置づけて強力に推進していきたいということで申し上げますので、同盟会との関係は当然ありますけれども、そういうことで申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

課長、申しわけない。有名無実なんていう言葉ね、本当に。そういう情報が先もって得られておれば、こういう言葉は私は決して言うつもりはなかったんですが、今細かな説明をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

2問目でございます。教室エアー搬送ファン設置工事について。何か今さら何の話やというふうな話になるのかなと思いますけれども、実はこの質問の趣旨は、通告してございます下段のほうの七、八行で済むんでございますが、あえて町民の皆さんに改めてご理解いただくということで、ざっとおさらいをさせていただきたいと思います。

これは行政からの事務事業評価シートから紹介したいと思います。事業目的につきましては、児童生徒の夏場の教室の暑さ対策として、教室にエアー搬送ファンを設置することで快適な環境の中で学校生活を送ってもらおうということになっています。事業内容ですが、平成22年度に現状調査をして、23年度は小学校4年から6年の教室、24年度は小学校1年から3年の教室と中学校1、2年の教室、そして小中学校の特別支援学級教室にも設置しているということです。この設置に要した費用が、平成23年度に688万2,150円、24年度は690万5,050円、合計1,378万7,200円になります。

この事業の成果として、エアー搬送ファンを設置したことで教室内の気温差のむらがなくなり、教室内に緩やかな風が発生し体感温度が下がることになったと、ある一定の評価を評しているものでございます。

課長、これで間違いないですね。とは思いますが。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） それでは、お願いします。

まず、この事業は議員さんが今おっしゃられたとおり、夏場の暑さが年々厳しくなり、児童生徒の授業環境を快適にするための対策としまして、教室エアー搬送ファン整備計画を平成22年に策定しました。また、それを受けて、平成23年と24年の2カ年で小中学校の73の教室に設置し、快適な環境の中で学校生活を送れる状態にしました。

当時、気温の状況は30度以上のいわゆる真夏日が、夏休み期間を除くと、6月から9月の間に28日ありました。また、その真夏日が3日以上連続したのは

2回ありました。その後、近年ですけれども、気象条件等が年々変化しており、真夏日、また猛暑日がふえ、暑さが厳しくなっているような現状であります。また当時、永平寺町内はもとより、福井県内の小中学校でも教室に扇風機等を置いて授業をしていました。扇風機を教室に設置した場合、均一に風が当たらないとか、また扇風機の音や風力により授業に集中できなくなるなどの支障があることから、本町としましては教室のエア－搬送ファンの導入を計画したところでございます。これにより各教室にファンを2台設置しまして、音も静かであり緩やかな風が室内を循環することで室内気温のむらがなくなり、大きな効果がありました。また、冬期、冬の時期の暖房時にはそのエア－搬送ファンの空気による空気循環で室内温度を効率的に保つことができている状況であります。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） そこで本件に関しましては、その後、保護者の方、それから町民の中からもいろいろなご指摘があったということで、議会の中でも論議がなされたわけでございます。そしてその結果、議会の事務事業評価では総合評価がCランク、いわゆる事業の見直しが必要との評価が出まして、さきの臨時議会におきまして議会の評価意見書として理事者に提出したと、そういった経緯があるわけでございます。

実は、去る10月22、23、それから28日と3日間、議会と語ろう会を開催した中で、私、22日ですか、春日1丁目の会場の商工会館へ出向いたわけですが、そのときに、いわゆる電気専門の町民の方がいまして、その搬送ファンの指摘がございました。そういった専門的な人がおまして、いろいろ送風に関する解析までされまして、それから予算の無駄遣いの指摘、それから「議会はなぜそんなのを認めたんや」とかといった強い批判の声もいただいたところでございます。当会場で私は、やはり議会として予算を認めたことは、これは事実でございますからそのことは素直に認めないといけないと。これはそのときは言葉には出さなかったんですが、そういう認識をしながら、いわゆる結果としてそういったご指摘、ご意見をいただくことになったんだと。やはり今後、町ではそれを生かしながらエアコンの設置に向けた調査、整備を進めていくという考えであるということをおし上げました。

そこで、ここからの質問の趣旨でございますが、今後については、既に設置したその送風ファンを最大限に生かしていただいて、これから設置するエアコンとの併用を考えていってほしいと思うわけでございますが、当然その適正なランニ

ングコスト、それから効率性を追求した運用、これは非常に大事だと思いますし、エアコンの設置の仕方にも最も適した方法があるとしたら、やっぱりそういったことも考えていかなあかんのだろうと。

そういった観点では、ここが一つ、私の提案でございますが、子どもたちにもエネルギーについて、いわゆるエコ教育の一環として有効利用について学ぶ場としてもいいのではないかと。これは提案をさせていただくわけですが、そういったことも踏まえて十分に研究をされて考慮していただきたいなど、こういうふうにする次第でございますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 先ほどもちょっと申しましたが、気象条件が年々激変しておりまして、夏場の真夏日、猛暑日が多くなり教室内の温度が高くなり、快適な授業環境が維持できない状況にあります。先月ですか、町のPTA連合会の役員さん、連合会でまとめた学校施設、またその他の要望書のまず1番目にはそういう快適な教室を、環境をとということでエアコンの設置を早急をお願いしたいという項目がありました。そういったことを含めて、今年度、エアコン設備のための電気受電設備の調査及び実施設計業務を進め、できるだけ早期に整備するよう検討を進めているところでございます。

なお、既設のエア－搬送ファンは、先ほど申しましたが、室内空気を循環する機能がありますので、今後整備するエアコンと併用することにより教室を効率よく適正温度に保つ役割があると思われま。エアコンを効率的に使用して電気料の節減などランニングコストをできるだけ抑えていくことを考えております。また、電気エネルギー、電気ですね、それとエアコンを稼働した場合の使用電気料の節減など、そういう意識を高めていくことなど、環境のエコ教育を進めていくことも大切であると考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 特にそのエコ教育、子どもたちがみずからそういった、今課長言われるような、いかにしたらランニングコストの削減につながるか、それを子どもたちみずから考えられるような教育の場、そのところを、ちょっと具体的な、何か説明がいただけないですか。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 本当にありがたい話で、我々授業を教えている場合には、

やっぱり教科書によって教えるよりも、現場に則したそういう実際的なものを活用して指導するというのは絶対子どもたちも納得できますし有効だと思います。そういうような観点からも、家なんかでもエアコンぼんぼんつけて無駄なことをするんじゃないかと、送風ファンもうまく活用しながらエコにもなると、そして人間の体にも最適であると、そういうような教育を生身をもって指導できる適した場所になるんじゃないかなと思ってますので、ありがたいと思っています。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。何かそういう回答がいただきたかったなと思います。

どうか次の事業評価においては、この送風ファンの設置が無駄でなかったんだよといった評価が下されるような最大限の努力をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで1時まで暫時休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番、上坂君の質問を許します。

10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 今回も4問の質問を通告してあります。

来年に向けて特に予算編成あるいは個々の問題、最近でいきますと国民を縛るような、 をするような国で法を強引に決めるとか、隣の支那では勝手に区域権を決めて安全を脅かすのではないのかなというふうに想定できるような難しい国政の国際的な変動があると。来年以降は本当に大変だなと。

その中で本日の第1問目ですけれども、26年度予算編成の基本的な考え方について、来年選挙もありますし、町長も町民の声をしっかり聞いて、やっぱり自分に与えられた、また新しい政治というものをぜひ担ってほしいと、私個人的には強く思っていますので、骨格の予算にはなろうかと思えますけれども、企画財政課の課長のほうから考え方を聞いて、その後、町長からも所信を聞きたいと。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それでは、平成26年度の予算編成の基本的な考え方につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、本町では合併以降、早期に行財政改革に取り組んだ結果、財政状況は大変よくなってきており、さらに財政健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

月例経済報告では景気は穏やかに回復しつつあるとしておりますが、来年4月から消費税が8%に引き上げられることから、景気の動向を重視するとともに、社会情勢の変化に的確かつ機能的に対応しながら、住民サービスの向上と効率的な行政運営を目指し、財政の直面する行政課題や計画している事業を着実に実施したいと考えております。

新年度の予算編成におきましては、実施計画、事務事業評価を踏まえながら目標に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、当初予算編成は義務的経費や継続事業、緊急性の高い政策を中心とした骨格予算といたしており、編成を行うことといたしております。

また、選挙後、政策的な経費など骨格予算で計上されなかった経費を肉づけいたしまして、6月補正を予算をもって通年予算としたいと考えております。

次に、新規継続事業等についてでございますが、教育力の向上、子育て支援の政策はこれまで以上に充実し、さらに清聴や豊かさを実感でき、利便性や快適性といった住環境の質が向上する施策といたしまして、超高齢化社会への対応といたしまして高齢者の対策、強い産業の育成を進めることといたしまして産業の活性化、また北陸新幹線、中部縦貫自動車道、福井国体、東京オリンピックなどの開催を見据えた観光誘客のための受け皿づくりなどのまちづくりといたしまして観光の振興、また人口減少を食い止め活力あるまちづくりといたしまして定住の促進、そして安全・安心な災害に強い町といたしまして防災力の強化などに取り組む、魅力と活力ある豊かなまちづくりを推進したいと考えております。

なお、予算要求につきましては年度間の見通しに立った全ての事業につきまして行うことといたしております。

以上の趣旨を踏まえまして、今必要なサービスの充実と将来の活力あるまちづくりの推進に向けまして、平成26年度の予算編成を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君）　ただいま26年度の予算の編成方針につきまして申し上げます。

そこで、先ほどお尋ねでありますけれども、私が今考えておりますことは、特に少子化が進む中で人口が減少するという状況であります。その中でどうしてもやはり人口を増加を図ることがこれからの町政の大きな一番の課題だと思っております。そのためには、やはり町の魅力を高め、そして活力ある英知を築くことがさまざまな形で定住の促進や人口増加につながるものと思っております。

特にいろいろと道路の整備もありますし、それから働く場の確保も、インターチェンジのところの整備もありますし、そういうふうな団地をつくることも今考えておりますし、やはり宅地造成をするということもいろいろとお話をこれから進めていきたいと思っております。特にそういう意味で定住を図って、そして若い人が住んでいただくそういうまちづくりを進めることが一番大事なことだと思っております。

それからもう一つは、元気な高齢者をたくさんつくることも非常に大事であると思っております。そういう意味におきまして、元気な高齢者をつくること、また若い人が永平寺町に帰ってきていただけるようにそういう職場の確保といいますか、企業の誘致も進めていきたいと思っております。新しい取り組みとして北インターチェンジの開発あるいは、今高速のインターが幾つもできるわけですが、そういうことも貴重な町の財産としてこれから進めていきたいと思っております。

何よりも非常に大事なことは、やはりここに住んでいることに誇りあるいは幸せ、それから安らぎを感じる町というものが町民の皆様にとって一番大事であります。そうなりますと、あらゆる角度から町政を進めることが大事でありますし、そういう面におきまして今申し上げたようなことがやはり基本的な町政を進めていく肝心なことだと思っております。

○議長（伊藤博夫君）　10番、上坂君。

○10番（上坂久則君）　町長、意欲というか、やはり自分の与えられた町の継続的な発展のためにしっかりと汗をかくという思いは十分理解できました。

ことしも関連するような形なんですけれども、マレットの全国大会を町の協力を得まして本当に成功裏に終わりました。そのおかげで来年度ですか、多分7月になるんじゃないかなと思いますけれども、北信越のまたマレット大会を、これは県のほうからぜひ永平寺さんのほうでやってほしいというふうなことがあります。

して、それでやろうと。ことしのを見ましても、単に活性化とか、町をどうするかという思いがないと何もできないんですけれども、そのときに私ちょうど目の手術で入院してて、当日のあわらであった交流会のときもやはり永平寺町のお酒を飲んでいただいて、非常に大好評を博したと。

ですから、当旅館のほうもほかのお酒というのがあったんですけれども、それは永平寺町でやる以上は絶対それは認められないと。ですからお土産も当然永平寺町のものしか渡さないというふうな、やはり町のイベントを利用していくというのは、別に私の自慢じゃないんですけれども、そういう部分で人に来ていただく、そして魅力を感じていただく、本当においしいものを食べていただく、そんな影響で、それ終わりましたも四国のほうですか、40人の団体でやはり公認第1号、これ町長の理解がないとできなかったんですけれども、ぜひ永平寺町へ行って、もちろん観光もしてマレットをしたいという、そういうふうな後々ヒントがあるようなことが現実に行われたと。

ですから、イベントやるときにやることだけじゃなくてそれ以降に継続的にどうするのか。そのときにどんなふうな形で永平寺町の魅力をどうアピールするかという。これは所管の特に課長には答弁は求めませんから、本当にいろんな人がお見えになったときに永平寺町の魅力をどんなチラシ、パンフレット1枚でもそこに全勢力が入っている。その中からどんな方法でデータがとれるのかという、改めて来年の予算執行に当たりそこは十分配慮してほしいと。まだ時間あるわけですから。この答弁は来年の3月にしっかりと聞きますから、これは宿題として置いてほしいと。

お米なんかでも、東京から頼まれて上志比の吉峰のお米を10キロほど送らせていただいて、それで東京で5,500円ですかね、10キロ。そのお米を食べてもらったら、問題にならんぐらいやっぱり永平寺町のお米はおいしいと。そうするときょうも朝ほどですか、農業のTPPの問題ってありますけれども、ただ自分たちがつくって、ただそれが合わなけりゃ税金で補え、そういうふうなこともできないのかもわかりませんが、いろんな視点あるいは汗をかく、本当に安心して自分たちが満足して食べれるようなもの、サービスをどう提供できるかどうか、私は今後永平寺町が継続的に発展できる、オーバーに言うたら唯一の方法かなというふうに思っています。ですから、それぞれの与えられた執行する所管の課長、大変努力しててお忙しいのは理解できますけれども、視点を変えて、どんな小さな子どもでも永平寺町ってここがいいよということをお自分の言葉

で言えるような教え方あるいは生き生きする満足感、こういったものの十分配慮を改めて考えるべきだなと。これは宿題としてお願いをしておきます。

それでは、2番目に行きます。

今のような継続的な子どもを育てるといふ、これからどんどん永平寺町へ入っていただくと。私も最近聞くのは、やっぱり旧永平寺町にいた人が福井市へ行く、それからアベノミクスといっているにもかかわらず給料は上がらない、それから給食費の問題、大変ありがたい。永平寺町は医療費も安くて本当に育てやすいと。もう一回帰ろうかなという声がかんたん出てきてるように、私もじかに二、三人から聞いていますし、それはどんどん上がってくると。

そんなことを考えているときに、11月ですかね、自民党の石破幹事長、最近では不規則な、デモもテロだとかっていう考えられないことを言った幹事長ですけども、この幹事長、福島県の放射能汚染地区では人々の暮らしに将来を鑑み、移転等を含む明確な対応策を考えるべき時期に来ていると。というのは、幾らごまかしてもチェルノブイリみたいに30年たっても放射能のものの悪影響は一向に減らない。その地域では新聞報道はありませんけれども、子どもたちのさまざまな放射能汚染による病気が多くふえているとも言われているんですね。

ですから、今、小さい子どもが福島にいて放射能の影響があるかないかという、絶対ないんだったらいいんですけども、十分想定できるのであれば、自民党のあれだけの権力を持っている幹事長がそろそろ明確にしましょうと言う時期ですから。そのときに永平寺町に、これは農業もそうですよ、やる気のない人にやってもらったってどっちみち成功せんわけですから、休耕田とか対策としても、やっぱりぜひ私は、福島は愛しているけれども、子どものために安全なところで住みたいと。その受け入れ先の一つとして永平寺町も手挙げてもいいんじゃないのかなと。そういう時期なのかなと。

これも強く私きょう質問したいのは、今現在、福島のほうから来てるアパートに住んでいる人なんですね。あと5年たったらずっと永平寺に住みたいと。ですから空き家の提供が何とかできますかねと言うから、それは本人がその時期が来たら堂々と町のほうにご相談くださいと。そうすると、いろんな意味で活性化してくるのかなと。

しかも大本山永平寺の末寺というんですかね。やはり東北にも多いとも聞いてますし、やっぱり心から永平寺町民こそぞって、どうぞようこそ永平寺町へと。そしてまた、行政も子育てしやすいような政策を、これ町長頑張っておやりになっ

ているわけですから、そんなことは十分考えられるのではないのかなという視点から質問しました。答弁を求めます。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、現在、東日本大震災の被災地でございます、今も約27万8,000人が避難をしております、このうち約21万人が仮設住宅で暮らしをしております。そうした中で、福島第一原発事故の被災地の避難区域におきましては約8万1,000人の避難生活を強いられている状況でございます。

また、当時、永平寺町へは主に福島県を中心にいたしまして10世帯、27名の方が避難をされまして、空き家、また民泊、町営住宅等に入居をいたしておりました。現在も1名の方が町内に避難をしております、ほかの方々はほとんどが地元に戻られたそうでございます。

政府におきましては希望する避難者全員の帰還を原則といたしまして、自民党の幹事長の発言といたしましてはこの原則を転換すべきだとの考え方を示したということでございます。

町におきましては今後は政府の方針の動向を注視するとともに、町といたしましては空き家の情報とか、また町営住宅の空室状況などを踏まえまして、被災者に対しまして援助できないか検討をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 所管の課長から前向きにということですから、ぜひ我々日本人は時には震災とか災害等に遭って、そのときに本当に心からその人たちの辛労をいたわり、そしてまた手助けできることはちゃんとやると。それがこの日本人というか、持っている歴史から来る私は文化ではないのかなと思うんですね。どんなに震災に遭っても、他の国みたいに自分さえ食えりゃいいというので人を踏み倒そうが殴ろうが暴力的に物を奪うなんていうことはあんまり聞いたことないですから、最近ではね、特に。

だから、そういう部分で決して東北の人を我々国民の一人として絶対に見捨てない。あなたたちの本当に心豊かで健全な生活が一日でも早くおくれるように、そのメッセージをずっといろんな手段を通じてぜひメッセージを送ってほしいと思います。

きょうは淡々と質問しますので、答弁も淡々ときれいをお願いします。

3番目、これ9月の議会のときに住環境の良化、保全には、やっぱり罰則的は

設けられなくても、住環境というのは単に環境基本政策をつくり、やったところで守れるものではないし、それからそういうふうな実際義務規定に近いような条例が当町にあるのかないのか。それが一つの考えとして宅地に草ぼうぼうで、きょうなんかはかったら2メートルを超えていましたね。それも人の借地ですから勝手に入って勝手に草刈るわけにいかないですね。これ民地ですからね。不法侵入で訴えられたらこちらが負けるわけですから。ですから、そうかといってそれをね、本当に2年前までは小さい何か草みたいなのが、今、直径が3センチぐらいの木になってるんですね。これもうあと2年もたったら宅地どころか、何か自然の山になるんじゃないかって非常に心配してるんですね。そういう観点から、9月に12月の一般質問で聞きますから十分調査研究をして答弁を求めるといふふうに言いましたので、じゃ早速、課長、答弁を求めます。

○議長（伊藤博夫君） 環境課長。

○環境課長（山口 真君） お答えをさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条というものに、土地の占有者はその占有する土地を清潔に保つよう努めなければならないと。土地所有者の管理責任について規定されております。土地所有者の方は定期的な雑草の除去や不法投棄防止のための柵等を設置するなど環境美化の趣旨をご理解いただき、所有地の管理について十分な配慮をお願いしたいと思っております。

これまでに聞いております事例といたしましては、区長さんが土地所有者に連絡をして適正管理をお願いしている町内会もあれば、近隣住民からの連絡を受けて環境課から土地所有者に適正管理をお願いするといったケースもございます。いずれにしましても、土地所有者の責任において適正に管理されるべきものと考えております。

なお、県外の市町では17市町中6市町に空き地の適正管理に関する条文が見られます。6市町のうち、2市町が命令まで、2市が勧告、1市が指導助言をすることができるというふうに規定されています。残りの1市は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条に準じたものとなっております。

永平寺町といたしましては、この法律に基づき、これまでと同様に土地所有者の方には近隣住民の迷惑にならないよう空き地の適正管理をお願いするとともに、遠方に住んでいるなどして所有者自身で土地を管理できない場合はシルバー人材センター等を紹介するなどして、住民の皆様の生活環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

また、広報紙やホームページを通して空き地の適正管理について町民の皆様のご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） これ見ると、福井県の条例にもこの辺の環境、地球に優しいとか、きれいな福井県とかいろいろメッセージあるけれども、具体的に県民に対して努力義務というか、というふうな条文が県にはなかったという。これは課長からもらった資料で。

これ見ると、昭和45年の12月ですか、25日、法137号の今の説明が多分5条だと思えるんですけども、これ見ても廃棄物の処理及び清掃に関する法律という。最近、清掃という、単に汚れてたらそれ拭くだけとかいう。これは昔からそういうふうな形で理解しているんですけども、今はやりのチェーン店なんかで外食も、スーパーでもそうですけれども、昔は清掃をなさいと言ったら単にきれいに掃いて拭いてというだけが清掃なんですね。それは英語でいえばクリーンという形なんでしょうけれども、最近はクリーンリネスという、掃除をした後に衛生的にしてもらってる。本当にそれを形容して言うときらきらぴかぴかを感じるようなことを清掃をしたというふうに変ってきてるんですね。多分学校も子どもが掃除したときに、「掃除したんか」と聞いたら、「した」って言うだけでも、「ほらこんなとこ全然光ってないが」みたいなね。やっぱりそれは表現の仕方は別ですけども、やったのはやった人の心、きれいにしたという自分の満足感等を、またそれを見る人が、いや、きれいにしてるな、すばらしいなって。これは全てどこでも一緒やと思うんですね。ですからそういうふうな観点、視点から見ると、当永平寺町にも産業廃棄物と清掃という、しかも条例はないし。で、今みたいな告知すると言うけれども、町の条例で努力義務の規定もなければ、命令する権限でどこにあるんですかと。あれは国の137号の第5条を適用しますと言ったってぴんとこないんでね。これは今後動機づけ、町民の人にご理解をしていただくと。そういう部分でも私はせいぜい努力義務を課すような条例の制定というのはつくっておかないと、環境基本整備計画をつくったところでただつくっただけの満足で実効的な効果というものは非常に薄いのかなというふうに感じているんです。改めて課長にその辺の条例の制定等を検討するのか。もし課長の答弁がしにくいのであれば、副町長のほうから当分を求めます。

以上。

てよろしくお願ひしますと。そういうふうなものはやっぱり用意してあげにゃ、あかんかったら区長が悪いって、そんなことに現実的になっちゃうわけですから。

これ以上はあんまりしつこく聞きませんけれども、だからぜひ1月に入ったらそういうときに各区長さんはどういうふうにしてるのかということをごぜひ一度アンケートをとるなりして聞いてほしいと思いますよ。そうでないと環境は守れません。

だから、そういうふうなことがあれば、今の都市計画の安全策定の委員会もありますし、そこがしていいかどうかわかりませんが、著しく第三者が見て、あるいは産業の廃棄物とは言わんけれども廃棄物が見えると。そこは隠すなり、あるいは撤去するなりというふうな、やっぱり勧告ができるような制度すらも検討したほうがいいんじゃないですかということやね。

だから、古いうちであって、もう本当にぼろぼろになっているし、もう住んでる人は県外に行ってるし、その中には草ぼうぼうになるしという例もやっぱりあるわけですから。現実的に今課長が言うようにスムーズに行われているのであれば、そんな光景は目に入らないわけですよ。

これ、永平寺町全体で本当に廃屋というか、特に固定資産税の対象にならないような、とても人が住めないような家って何軒ぐらいあるんですか。その情報はお持ちですか。答弁求めます。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまのご質問でございますけれども、昨年、平成24年度に調査をした段階におきましては、まず空き家の件数、229戸ございました。その内訳でございますが、廃屋、これが48戸。それと一部破損のあるものが69戸。これはあくまでも目視の部分が非常に大きいんですけども、破損がないものが112戸ございました。

そういった中で利用できるかどうかというものも外観と、それと見た感じで感じているところにつきましては、3地区合わせて67戸を確認しております。ただし、これはあくまでも中身の状況とか、あるいは公共下水道に接続されているかどうかというようなものを確認するということはまず必要かと思っておりますけど、ちょっと今使われるかどうかという話まで話が及びましたが、廃屋としてはそういった数でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 今の現状を見ると、今の行政の仕方が悪いとかそんなんじゃないんですよ。現実的にだんだんふえてきていますから、それに応じた対応がいつでもとれるような法の整備という、何もそれを罰金とるとかそこまでいなくても結構ですから、やはりちゃんと町行政当局としてもスムーズに通知するなりということができるような仕組みを検討してくださいということなんですね。それでも検討しなくてもいいんだというのであれば、1年後どういふふうになっているんかはまた楽しみに見たいと思いますけどね。

それともう一点、これ質問の中に書いてないかもわかりませんが、永平寺町のほうはわかんないんですけども、家が古くなって、俗に言う廃屋ぐらいになってくると、家を全部壊して更地にすると固定資産税がアップするという。そやからわざとそのまま放置しているというのをちょっと聞いたことがあるんですね。それは永平寺町なんかで税務の課長にいきなり聞かれてもあれでしょうから、一度また調べた上で検討してほしいと。

当然、やれば地目の変更も、家は住んで宅地やけれども、現実的に登記上は、田んぼとはならんけど山林原野ぐらいの地目になっていけばほとんど固定資産税はかからんはずでしょうから、あわせてやっぱりそういうふうなところのどういふところに不備な部分があるのかという点も踏まえた上でしっかりとやってほしいと。資産があればあるほど県外に行って、しかも自分のとこ住んでるうちとか荒れてるところというのはかなりあるわけですから、そういうときに半ば強制的に、もし町がやった場合、費用は全部土地の所有者に請求しますよと。それが一定限度なければ当然土地の所有権の制限ということは、債権に関しては町が持つというぐらいの、まだ今そこまで書かなくてもいいですけども、それぐらいの強い厳しいものを持っていないと公平公正にはなかなかかなりにくいと思いますよ。これは宿題としてひとつぜひ検討をしていってほしいと思います。

課長、ひとつ検討するというふうな形で理解していいですか。

○議長（伊藤博夫君） 環境課長。

○環境課長（山口 真君） 今も廃屋の話にも及びましたのですが、廃屋等につきましては以前から条例化について検討したいというふうに来ておりますので、特に廃屋の場合は危険性とかいろんな面がありますので、先ほどの場合は空き地でございましたけれども、その廃屋の条例化についてもこれからも検討は継続していかなければならないと思っておりますので、その際に空き地についてもあわせて検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） きょうはさらっと行くと言いましたから、もうこれで次の第4番目に行きます。

これ11月の何日ですかね、福井新聞の中で「18事業検証、3つ見直し、永平寺町議会、町長に評価意見書」というこんな立派な、福井新聞でね。ニュースソースとしては県内で初めてというか、珍しいぐらいのことなんでね。それで、施策の提案ですね。執行するのはこれは執行者側の権限ですから。

この中で、Cとは何やというのが町民から聞かれたんです。さっき委員長に聞いたら、たしかCとは事業の見直しの意味じゃないですかというふうにあったものですから。行政のほうはAとかBとかいうのが多いけれども、議会として例えばCの判定したとかいうふうな項目があったわけですから、この辺での評価の違いについてどういうふうに執行者側のほうは考えているのか、まずそれをお聞きします。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 農林課のほうの産業フェアということで括弧書きでありました。

○10番（上坂久則君） それはまた後で聞きますから。今の段階でなければ。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） 今ほどの事務事業の評価の行政のほうの評価の方法ということでございますけれども、あくまでも事務事業評価シートというものがございまして、そのシートにのっとりまして妥当性であるとか有効性であるとか効果性であるとか、そういったことを総合的に判断しまして、各担当課において評価しているというのが行政のほうの評価の仕方でございます。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） そこで、きょう午前中にも小学校の送風ファンの件で、私も賛成にというか、ファンつけていいですよというのに賛成したほうですから、それ見るとたしかあのときは熱中症に近いんで、授業中にも倒れたらどうするんやと。緊急的に打てる手はというんで、たしかみんな議会として早くやれという声が多くてね。それで緊急的に事業を認めたという経過があるにもかかわらず、事業評価ではあれはおかしいんじゃないかとかというふうに出てるんで、これは別に執行者側じゃなくて議会を構成する一員の私としても何かえらい全然違うな

と。

こういう点を見ていくと、例えば1点、今農林課の課長に聞きますけれども、農商工ブランド発信協議会、この事業についてでも市の事業として判定と書いてあるんですね。これ、実際イベントをやっているときに、ことし議員16名いますけど何名ほど来てるんですか。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 今回の2日間行われました産業フェアの開会式の件だと思うんですけど、開会式に13名の議員さんが受付を受けられております。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） こんなを見ると事務事業の404あって、その一つ一つが、それは行政は予算を決めるとき執行するとき、その成果として自分たちの自己評価というのは当然ですけども、私も構成する議会の一員として404の事務事業を本当につくる目的から、当然執行する過程、それから成果としてどんなことがあったのか。それは執行者側の満足度と、それを与えられる農業であれば農業関係者。福祉であれば最終的には子どもを通じて親御さんがどこまで満足してるのかというのが実際の評価ですから、それを民間では一つの売り上げという。それから汗かいた結果がもうかったという当然利益と評価でなるわけですね。数字に置きかえると。

だから、こんなを見ると、もちろん議員の一人ですから当然議会としての責任というのが私もありますけれども、こういう部分でいくと本当に、私、今の議会行財政改革特別委員会の委員会の委員をやめましたから、この委員会には所属していませんけれども、本当に大丈夫なんかなというのが非常にありますよね。

だから現状は、現場は、例えばイベントやっても現場にも足を運んでない、その過程がここで3年、4年続けていくわけですから、毎年毎年の事業の考えるコンセプトをちゃんとわかってるのかな。顔を出したのかな。単年度単年度に評価をし、それが次年度のほうのまた事業をするときの評価まで頭に入っていて、それでCという形に決めるんならいいけれども。それ以上言うとね、言いませんけれども。

ですから、議会は議会としての責任もありますけれども、執行者側も事務評価するときに本当に末端のユーザー。執行をする側はいろいろ問題があり、うまくいくようにやっていますけれども、それぞれの一番末端のほうで本当に喜んでもらっているのかどうか。それが人、金、物を使いながら、しかも行政単年度です

から1年間を通じて、私はおおむね全部評価は、あえて委員じゃないですから評価はしませんでしたけどね。知らないものに評価するというのは失礼な話ですから。ですから、こういうふうな事務事業の評価というのはまたずっとこれからも続くんでしょから、絶えずそういうところで執行者側も議会のほうに対して十分な説明をするように配慮する。また我々もそれぞれの委員会の中で執行者側のほうから情報を提供いただき、また秘密保護ができるとこれ出してくれんのかもわからんけどね。そこまでは永平寺町はいかんと思いますので、一回我々議会としても見直すところは見直し、反省するところは反省しますけれども、執行者側も本当に一番最後に、ああ、町民でよかったという評価が受けれるような仕組みというものをまた改めて来年の予算を組む、あるいは執行に当たりぜひやってほしいなと思います。

これなんかでも放課後児童クラブ、嘱託職員賃金とかって、これはふやせという意味なんでしょうけれども、これもおおむねやはり同一産業、同一賃金という、私はそういう考え方なんです。ただ、じゃ職員どんどん、じゃ幼稚園、乳児園があつて、そこへ正職に全部したときに、じゃ生徒数が減ったときに仕事が、児童がいなければ仕事がないということですから、そのときに職員を首切ってもいいんですね。首切れるんですねという、これまた大きな問題もあることも事実なんです。

私今思うと、上志比で村のときに保育所が3つありましてね。だんだん子どもが減っていく。そのときは上志比あれですからプールも3つあつてね。ところが子どもが減っていく。やっぱり1つの施設があればそれだけの費用がかかるわけですから、児童とか生徒数が多かれ少なかろうがね。そこで一つにまとめて、立派な施設をサンサンホールの横へつくったわけです。プールは3つとも無駄やから廃止して、1つ安全性の高いものをつくろうと。俗に言うその当時の上志比の村長さんなり議会の人は僕は優秀だったなというね。

また、その村民の人も、そんなもん無駄が多いんやから1つにせいと言つたって反対しないんですね。ですからそういう部分ではいろいろ事務事業の評価という単に数字だけで置きかえて効率がいいとか悪いとかって言うたら、じゃ子どもが少ないとか、あるいは産業によって弱小のところはじゃ切つていいんですねと言うたら、じゃその人どうするんですかというね。

政治というのは数字では置きかえれないものを大事にするのも大事なんです。単に別に数字だけで効率からいうたら、我々議員一つも要らんしね。逆に言

うたら、事務やってる、執行やってる職員だけで間違いないいい発案といい行動さえしてくればそうなっているわけですから。ところがそうはならないところにやっぱり議会議を置いてるわけですから。

○議長（伊藤博夫君） 回答があるような質問をしてください。

○10番（上坂久則君） ですから、そういう点をひとつ聞きながら、来年、この事務の評価という。これ副町長にももらったほうがいいですかね。ほかのところあるんですから。そこを一回求めたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 事務事業の評価に当たりましては、担当者会議におきまして私のほうから極力といいますか、客観的な指標に基づいて評価することということをお願いをしております。

ということで、行政の自己満足に陥ることなく、今ほど言われましたような住民目線での評価をすべきやということで、これは職員にも徹底しているところでございます。

一方、議会のほうの評価におきましても、やはりそれは住民の代表の目線ということで評価をいただいているわけですから、その辺の評価結果については十分参酌しながら次年度以降の事業に役立ててまいりたいと、このように思っております。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 執行者は執行者のほうの立場、それから当然議会は機会の立場がありますけれども、やっぱり同じように町民の幸せを願ってそれぞれが活動しているわけですから、ですから時には意見は激しく対立しても当然当たり前のことです。ですけれども、一丸となって町民の福祉の向上のために頑張るべきだというふうに私はそう思っています。

ですから、来年以降も常に一人一人の町民のことを思い浮かべながら、しっかりといい町をつくっていきたいというふうに思っていますので、いい汗をかいていただけるようお願いをしておきます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 次に、5番、長岡君の質問を許します。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 5番、長岡千恵子と申します。

今回、私は庁内の機構改革は必要ではと給食費無償化事業の附帯決議と意見書

はこの2件を通告させていただきました。通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

まず最初に、庁内の機構改革が必要ではないかから始めさせていただきたいと思います。

3町村が合併しまして8年が経過しております。合併当初、町議会議員は42名議員数がありました。それが現在では定数18名、現人員は16名となっております。半分以下に議員はなりました。

そこで町職員についてお伺いいたします。合併当時、平成18年の職員数は何名で、現在、平成25年には何人になりましたか。また、合併時には町職員の削減計画があったと思います。その計画内容を教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） ただいまのご質問ですけれども、平成18年の合併当初の職員数は308名で、平成25年4月1日現在の職員数は259名と49名の職員を削減しております。また、合併時の職員削減計画でございますが、平成18年度から22年度までの5年間を期間としました行政改革大綱では定員モデルや類似団体別職員数を参考にしまして定員適正化計画を策定し、平成18年度当初の職員数に比べまして8%以上削減に努めるとしておりまして、計画期間であります5年間で25人以上の削減を到達目標としておりまして、平成23年度から27年度までの5年間につきましては、行政改革大綱の基本方針や具体的施策などはそのまま継承しまして、第二次の実施計画で定員適正化計画に基づく職員の採用を実施するという事としておりまして、平成27年4月の職員数を262名で合併当初から46名削減するという計画となっております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 今の数字をお伺いいたしますと、8年間の間で職員の削減は計画どおりに推移しているというふうに私も思いますし、そういうふうに進められているのではないかというふうに思います。

この計画が順調に進められた理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） その理由につきましてはいろいろあるかと思いますが、まずその削減計画そのものにとりまして計画的に進めてきたということがまず第一点あるかと思えます。そのほかに定年退職者等の補充に対しま

して、事務の見直しであるとか事務の効率化であるとかそういったことを見直しまして、より効果のある行政サービスをするために削減をしてきたという形で、全てにおいて総合的に判断しますとそういった理由で計画的に推移しているというふうに感じております。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 計画的に進んでいるということで、職員の削減については今後はもうなされない予定でしょうかね。今の現状のままではかなり機構的に難しいとは思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） 今後の職員の削減計画につきましてですが、一応23年度から27年度までの計画につきましては260名前後を計画として持っておりまして、今後いろいろなことがあろうかと思っております。消防の統合に伴います高機能センターの配備であるとか、そういったことによる専門的な職員の養成が必要であるとか、いろいろなことがあると思っておりますので、それはまた柔軟に対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 今のご答弁から考えますと、部署によっては人員をふやさなければいけないというふうなことも出てくるのではないかなというふうに思います。ということになってきますと、今現在が259名で、目標が260名前後ということになって、今現在で筒いっばいの状態になっているわけなんです。それを考えますと、どこかで減らさなければいけないということが出てくるのではないかなというふうに思います。

ましてや、平成30年には国体が開催されますから国体を担当する部署も必要になってきます。平成30年といっても前年にはプレ大会があると思っておりますので、正味準備期間としては3年しかありません。この辺で機構改革も必要ではないかと思っておりますけれども、機構改革についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今ほど平林のほうからお答えいたしましたように、計画的に職員の削減を進めている中で、地方分権改革に伴いまして県のほうから事務が移管をされているといったぐあいに、事務量そのものも増加傾向がございます。また、少子・超高齢化など社会情勢の変化への対応あるいは人口減少時代にあつての定住促進への対応など大きな政策課題というものにも直面をいたしております。

す。また、今おっしゃったような国体への対応という課題もございます。

そうしたことから、より無駄を省いて効率的に仕事を進める体制のあり方、それから政策課題に的確に対応して効果的な行政を進めるための組織のあり方、こうしたことをどのような組織づくりが必要なのか十分検討した上で組織の再編あるいは事務分掌の見直し、こういったことに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ただいまのご答弁で、具体的な統廃合とか新設などということはまだお考えの最中だろうとは思いますが、今後そういったことも含めましていろいろな意味で機構の改革が計画されてくると思います。特に今私が思いますのは、国体の準備室は今現在存在するのかわからないんですけれども、万が一存在しているとしたらどこに存在しているのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 国体の準備につきましては、今既に準備室というものを教育委員会のほうに設けております。今後その準備室をどのように発展させていくのかとか、その辺のところは次の機構改革の中で十分教育委員会の考え方も聞く中で対応してまいりたい。

ただ、その国体のために職員を新たに採用するとか、そういったことはかなり難しい話だと思いますので、現有の勢力の中で通常の仕事もこなしながら国体を乗り切るといえるのか、国体の準備をしていくということになるかと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

国体の件なんですけれども、今教育委員会のほうに設置しているというお話だったんですけれども、国体というのは確かにスポーツ大会ではあると思います。スポーツ大会なんですけれども、現実には選手の受け入れについて本町の場合は民泊を利用されるようなことを風のうわさで聞いております。そうなってくると民泊の部分、食事の部分も含めると教育委員会さんだけの対応ではかなり広範囲にわたり難しい部分が出てきようかと思っております。その辺は町のことですから各課が協力してなされるのではないかと思いますけれども、その辺についての改革はどういうふうになされるのかというのが、もしお考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 国体の開催に向けまして、今現在、教育委員会のほうで対応させていただいております。先催県の状況なんかも教育委員会のほうでつぶさに調査を進めていただいております。

そうした調査結果なんかも我々お聞きする中で、町長部局のほうに置くべきかあるいは先催県としてどういう対応をされているのか、その辺十分話を聞く中でどういう体制がベストなのかというのを今後検討を詰めてまいりたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 国体につきましては3年という限られた時間しかございませんので、早急にお調べいただいて適切な措置をお願いしたいと思います。

もう一点、機構改革につきまして申し上げたいことがあります。といいますのは、今現状の各課を見ておりますと、関連している課というのがあると思います。例えば国民健康保険の話をしてみますと、これは住民生活課さんの扱いになるんですけども、実際にその運用、活用することになりますと福祉保健課さんあるいは子どもの医療費ということになってきますと子育て支援課さんといったようなところが関連してくると思います。

私も町のほうに伺いましてそのお話をさせていただいたときに、私が行って私がおの各課を動くのではなくて、呼んでくださってお話を聞いてくださっているという対応はしていただいておりますけれども、現状としまして1階、2階に庁舎内各課が分かれている関係もあります。そういうところから見ますと職員が移動する時間というのが非常に私はもったいないなど。町民が待ってる時間ももったいないですけれども、職員の方が移動する時間ももったいないと思います。

それを考えますと、ここに来てやはり体制そのもの自体を考え直す必要があるのではないかなというふうに思います。例えば今申し上げました3つの課、関連があります。そののところをワンフロアにして住民サービス課みたいな感じで、町民の方もそこさえ行けば間に合うというふうな、用が足りると。用を全部、どこも動かなくてもいいし、職員の移動もしなくてもいいよというふうな体制か、今のこじんまりした課ではなくて、大きな枠組みでの機構改革というのにも必要になってくるのではないかと思います。

人間のやることでございますから、1人が2人、2人が3人、5人が10人になれば倍の仕事ではなくて倍以上の仕事がこなしていけるというのもこれは人間の能力ですので十分考えられますので、その点も含めまして、そうしていけば新

しい課を新設しても職員を増員することなく賄えるようにも思いますので、その点についてご所見があればお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今後検討を進めていく組織の見直しだとか事務分掌の見直しの中で、今おっしゃったようなことも含めまして十分検討をさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） はい、ありがとうございます。非常に期待しておりますので、よろしくをお願いいたします。

ますます町民の方が使いやすい役場の中になっていただければ町民の方も役場のお仕事というのをすごく理解していただけたらと思いますので、この点も含めましてよろしくをお願いいたします。

機構改革につきましてはこの辺にしておきまして、2つ目の給食費の無償化の附帯決議ということで質問させていただきたいと思います。

本年度3月の定例議会におきまして、給食費無償化の事業が決定されました。それにつきまして、決定するに当たりまして議員側から附帯決議と意見書を提出させていただいております。これにつきまして4月からですから約8カ月間経過したわけなんですけれども、現時点での取り組みについてお伺いしたいと思います。

まず1つ目の部分ですけれども、学校給食施設の環境整備について、夏季は米飯炊飯や副食の煮炊きすることにより給食調理室の室温が40度以上にも上昇するというお話がありました。給食調理室の環境整備はどのようなのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） それでは、お答えさせていただきます。

今年度、松岡中学校、永平寺中学校の給食調理場内の排水口の修繕、また松岡、中学校、志比小学校においては自動手指洗浄消毒器の設置、また吉野小学校の休息室の修繕、そういったものを行いました。また、食器の洗浄器、ガス回転釜、スチームオーブン機、また包丁の消毒器などの入れかえなど給食調理室の衛生管理、設備の整備、また厨房機器の補修、更新等を計画的に進めています。

なお、ことしの8月、ちょうど学校の夏季休業中、夏休み期間中ですけれども、各施設の設備とか、また厨房機器類など改善を要する箇所を調査しました。

その際には、例えば調理専用トイレの整備とか、先ほどの自動手洗器の増設、また調理場内の換気対策、換気対応、そういったものについて来年度以降、順次対応していくよう今計画を進めているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 来年度以降になりますと今の計画が順次進められていくようであれば、給食調理員さんの職場環境は改善され、また室温の高い調理室で給食の安全性というのも確保されてくるように思いますので、ぜひ一刻も早い改善工事等をお願いしていきたいと思います。

では、2つ目のアレルギー児童への対応は町が責任を持って当たること。以前はアレルギー源となる食材を取り除く除去食で対応していましたが、そのほかにもどのような対応をしていますか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） それでは、答えさせていただきます。

町が実施しています学校給食では、食物アレルギーのある児童生徒に対しては除去食にて対応させていただいております。

教育委員会は、ことし25年4月に食物アレルギー対応食のための基本的な手順、また緊急時の対応マニュアルというのを策定し、校長会教頭会合同会議などにより安全な給食を実施するよう指示しました。また、給食調理員の研修会等を行うなど対応の徹底に努めています。

具体的対応については学校側と保護者の合意が必要であることから、児童生徒全員に対して保健調査票による事前調査をしっかりと行い、また保護者との面談を実施、その後学校内の関係職員で対応について協議して、次の面談にて対応方法等の協議結果を説明するような流れで学校側と保護者との合意、共通理解というのを図っています。

また、保護者へ献立表を配布して献立の食品の確認とかを依頼し、対象児童生徒の実際の給食献立を決定して保護者への説明、最終確認を行っているような状況であります。

参考にですけど、今年度、除去食にて対応していますのは、小中学校で25名の方でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 今のご答弁から伺いますと現在も除去食で対応していらっ

しゃるようですけれども、この意見書を提出するときに私が申し上げた中で、除去食で十分な栄養が確保できますか、代替食が必要ではありませんかということをご質問か何かでさせていただいたと思います。できればやはり代替食の導入が必要ではないかというふうに私は考えております。というのは、小学校、中学校というのは一番の成長期であります。どうしてもこうしてもやっぱり栄養を十分にとる必要があると思います。ですけれども、アレルギーを持っているお子さんにとってはそれが命取りになることもあるということは十分承知しております。それを考えますと、専門の栄養士さんや調理師の配置というのも、これは子育てに手厚い本町であるならば絶対に必要なことではないかというふうにも考えております。その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今現在の学校給食の現状を簡単に申しますと、上志比地区は小中学校で一つの給食センター、それ以外は各学校の自校方式で行っております。1日当たりの食数、つくる数は日によっていろいろありますけれども、合計で児童生徒、教職員関係含めまして約2,000食余りをつくっております。それぞれの給食施設において相当の多い少ないはありますけれども、それのつくる調理職員、正職員以下嘱託職員も含めて人員を配置している現状であります。

また、各給食調理室においてはスペースの問題から限られたスペースを有効に最大限活用して調理しているわけですが、今おっしゃられるような除去食以外の対応食というんですか、そういったものを今しようとしても今の現状の中ではなかなかそういう作業なり、また調理なり、そういったことが的確にできるような状況ではないというのが現状であります。

また、それを今対応しようとするすると施設の改善、またそういう人員、専門職、そういった等の対応も必要かと思われまして、今の現在では先ほど言いましたとおり除去食で対応しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） なかなか難しい問題だと思います。私も本町における自校式の給食というのはつくる調理師さんの顔と食べる児童生徒の顔が見えるという点で非常にいいことだと思っております。特に今の時代では余りにもご父兄の方が忙しいために食べ物をつくっている親の顔が見えてないお子さんもいらっしゃるように聞いております。そんな中で、学校において給食をつくってくださる調

調理師さんの顔が見えてるということは本当に子どもたちにとっては安心して信頼できることだと思っています。

今私が申しあげましたアレルギー食に対して代替食をつくってくださいということを申しあげますと、次に出てくることはセンター方式というのがまず考えられるのではないかと思います。センター方式にしてしまえば1つの建物、2つ建物あればアレルギー用の建物と一般用というふうな形になって、合理的に考えられるように思いますけれども、それでは本来の調理師さん、つくり手と食べる手、子どもたちの接点がなくなってしまうので、それは決して決してお勧めしようとは思いませんし、今の現状をずっと維持していただきたいというふうに思っております。

そういった中で、アレルギー食専用の調理室や厨房機器が必要だということも全くよくわかっているわけなんですけれども、アレルギーを持っていても将来どういうふうに成長していくかわからないそういう秘めたものを持っている子どもたちなので、ぜひとも対応については十分な配慮をお願いしたいというふうに思っております。

アレルギーはこのぐらいにしておきます。というのは、これにかかわっていきすとどんどんどんどん違う方向に進んでいってしまうので、私としては悲しい結果になってしまいますので、できるだけ万全を期していただけるということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

3つ目としまして、期間を決めて事業の検証を行うこと。いつの時点で検証を行い、その結果はどうだったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） お答えさせていただきます。

学校給食費無償化事業は保護者の負担の軽減による子育て支援への効果とか、また子育て支援施策による定住促進とか永平寺町の人口増加、そういった中長期的観点から事業効果を求められるものと考えていますので、事業の検証についてもそのような視点から見きわめていきたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） まだ検証はされてないのでしょうか。もう検証はされたのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほどちょっと答弁させていただいたわけですから

ども、4月からこの制度をスタートさせていただきました。既にもう今12月ですけれども、半年ちょっとなんですけれども、そういった短い期間の中でどうい
う効果があった、どういう成果があったというようなまとめはまだまとめており
ません。

そういった観点で、先ほど言いました継続したこういう施策、また実施してい
くことによって次年度、2年目、3年目、4年目、そういった形の中でどのよう
に、どういう分野でどのように効果というか変化があった、そういったことなん
かを今後取りまとめたり、また皆さんにご報告できるようにしていきたいかなと
考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） できましたら1年スパンぐらいの間で検証を毎年繰り返
していただきまして、突然やったのではなかなか変化ってわからないと思うので、
1年たってどうだったか、2年目にはどうだったか、3年目にはどうだったかと
いう検証をして報告していただきたいというふうに思いますので、お忙しいとは
思いますけど、その点もよろしく願いいたします。

4番目に、給食会計を私会計から公会計への移行を図ること。現在は学校ごと
に給食会計があると聞いています。給食費が保護者負担であれば学校ごとに会計
も必要と考えますけれども、給食費が無償になれば学校ごとに会計が必要ではな
くなるのではないかと。公会計へ移行すべきというふうに考えております。移行
計画はございますでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） それでは、今の点についてお答えさせていただきます。
す。

教育委員会では平成26年度から特別会計を設置して賄い材料費、通常の食材
の購入に係る支払い関係等を歳出とする会計事務をすることを今検討している状
況でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。私がつっこりできる回答をいただ
きまして。済みません、来年、平成26年度から期待しておりますので、ぜひよ
ろしく願いいたします。

そうしますと、公会計というふうな形、特別会計という形でも結構ですけれど

も、そういうふうになりますと今度は食材の購入について、5番目になるんですけども、一元仕入れ、一元支払いということが可能になってくるように思います。これについてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今の質問の件ですけれども、今現在、松岡地区、上志比地区の小中学校まとめてですけれども、食材の仕入れ、またはそれに対する支払い業務を一元的に行っております。また、永平寺地区におきましても、今年4月から支払い業務を一本化して実施しているところでございます。

また、来年度からは永平寺地区、3小学校1中学校分の食材等を一括発注できるようにしていきたいというふうに考えているところで、協議を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。一元仕入れをするということになりますと大量の食材の購入となります。まとめて購入することで材料費のコストダウンにもつながるのではないかというふうに考えられます。

そこで付加価値が発生してくるかな、例えばデザートが1個余計につくかなというふうにも思いますし、給食の内容そのものがグレードアップできるのではないかというふうにも思われます。

来年度からそれぞれで対応していただけるのであれば、過去に町民の間でうわさされました学校の規模によりまして食材に差があるというようなことも改善されてくるように思います。そういった意味も含めまして、町内一円の子どものことですのでどうぞ平等な食材で平等な給食が食べれるようにというふうに思っておりますので、今後とも行政のほうのご努力をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほど説明させてもらったことの内容なんですけれども、一元仕入れ、一元支払い業務、これにつきまして先ほど言いましたとおり松岡地区ごと、上志比地区ごとで、来年は永平寺地区ごとというような形で、今3地区ごとのそういった仕入れなり、また支払い業務等を来年も継続していきたいと思って、それを全部一遍にというのは、例えば仕入れ業者の関係とか、また地元の業者の育成とか、そういった観点でなかなか困難なものがあるので、ちょっと誤解していただくとあれなんですけれども、それぞれ今現在進めている地区

ごとのそういったまとまりを持った発注、仕入れ、納入とか、また支払い、そういったことを底辺に置きながら、先ほど言いました特別会計を組むようなことをもって会計の一元化というものですか、そういったことを検討していきたいと思っておりますので、その点ひとつよろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 済みません。私の言い方が誤解を招くような感じで申しわけなかったです。要するに3円で仕入れをするということですね。そうですね。であっても、今まで学校単位で仕入れをしていたことから比べれば非常に公平化を保てるような形になろうかと思っておりますので、それを含めてお話しさせていただいたつもりだったんですけど、済みません、言葉が足らなかつたみたいで申しわけありません。

行く行く、今すぐに一元にしても、一元といっても確かに仕入れする業者さんの規模にもよりますし、量が膨大になることは2,000食というと相当な量です。ですので不可能になることも考えられますので、じゃ、きょうこれないからできないわというのは一番困りますので、それを含めまして徐々にそういった方向に進めていただければ結構かと思っておりますので、その点、私も誤解しませんし、町民の皆様にも誤解のないようにと思っておりますけれども、本町の子どもたちが安心して伸び伸びと成長していることを切に希望しておりますので、その点含みおきいただきましてよろしくお願ひいたします。

これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで2時半まで休憩をいたします。

（午後 2時20分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、6番、原田君の質問を許します。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私は今回、2点の質問をさせていただきたいと思います。

1点目、中学校の「部活動の指導方法」は一考を要す。それから2つ目が、合併自治体に対する国の新しい支援とはということです。

それでは、まず最初の中学校の部活動の指導方法の件なんですけれども、先般、

ある町民の方から教育委員の方へ中学校の部活動の競技指導に関していろいろ教育委員の方が話を聞く機会があって、その教育委員の方がそれらを捉えてひとつまとめましたということで、かなりの内容のものを私がいただきました。同じような趣旨のことを教育委員の方ですから教育長にもちゃんと提出いたしますよということのお話の中で、私が議会の中でこれを取り上げてもよろしいんですかって質問しましたら、ぜひ取り上げていただきたいということのお許しがありましたので、それらについてちょっと一部紹介をさせていただきたいと思います。

私は、中学校、高校、大学、そして社会人になってからも本格的に競技スポーツを行っていました。その経験から、競技能力の向上には試合経験が不可欠であると思っています。練習試合に出場することで競技に対するおもしろさを感じることができ、日々の練習に対するモチベーションが格段に高まります。

全国の多くの部活動の現場では、限られた時間の中で短期間に効率よくチームの強化を図る手段として主力選手を中心に練習試合を行う場合が圧倒的に多いと思われます。そのため、競技能力の低い生徒たちは試合経験を積むことができず、主力選手との競技能力の差がさらに開きます。すると、競技能力の低い生徒たちはますます練習試合に出られないという状況になります。

練習試合は、普段の練習成果の発表の場です。一生懸命に練習しても試合に出られなければ生徒の競技に対するモチベーションは低下するでしょう。しかし、練習試合へある程度出場させてあげれば生徒の競技に対するモチベーションを確実に高めることができます。頑張っているのに競技レベルが低い生徒の中には試合経験を積めないために伸び悩んでいる生徒が多くいるように思われます。

まとめれば、試合体験というのは競技能力の向上、モチベーションの維持に大きな役割を果たしていますということなんですね。

その中で、いろいろ文章はもっと多いんですけども、指摘事項の要点を言いますと、1つには、部活動では通常の学校教育とは異なり、競技能力の低い生徒を切り捨てるような指導が主流になっている現状がある。これは永平寺町に限ったことではないと思いますけれども。特に私自身も外孫しかいないので、その子が旧清水町のほうでバレーボールなんかやっているのでも時々話をする機会があるぐらいで、ほとんど私はそういうことに全く素人なので申しわけないんですけども、これ、ここに書かれている内容はある程度理解できます。スポーツ少年団なんかでかなりレベルの高い子が入ってくると低学年でももうレギュラー奪われ

てしまうと。それは当然のことだと思うんですね。

それで、特に平成30年の福井国体を控えておりますと、今中学1年生の子が福井国体の年には高校3年生になるということで、どうも県全体に中学1年から小学6年の子ぐらいの少し国体に向けての強化策なんかも出ているようですから、こういうことにさらに拍車がかからないかなという心配もあります。これは私の勝手な憶測なんです。

それからもう一点は、部活動では競技技術の向上、勝利に重点を置いた指導よりも、生徒に競技の楽しさを感じさせ、今は能力が低くても競技を継続していれば成長に伴い格段に能力が向上する 때가来るという気持ちを持たせる指導が重要で、競技に対する劣等感ではなくて、将来への希望を持たせてほしいと。指摘事項の要点はその2点だと私は思っております。

それから、その中で改善策の提言というのもあります。

教育委員会または各中学校で教育視点から検討してほしい事項としまして、まず1点目、練習試合での主力選手と他の選手の出場機会の平準化の検討をしてほしいと。

それから2番目、出場機会を平準化できない場合は競技技術が低い生徒の競技能力の向上とモチベーションの維持、方策を検討していただきたい。

それから3番目、町とか町教育委員会、町体育協会、各中学校が主催、協賛する町内で開催される試合とか大会、これは公式戦は除くと書いてあるんですけども、それについては全ての選手が試合経験を積めるプログラムの作成を各団体に協力要請をしてほしい。

それから4番目、町内の中学校では、例えば上志比中学校に、これは私独自のあれなんですけれども、野球部ができないと聞いております。これもちょっと本当かどうか確かめたわけじゃないんですけれども。そうしますと、町内3中学校の合同の部活動はできないのかと。できないとすればその理由はどんどころにあるのかなと。私が聞いている範囲では、松岡地区に住んでおられる方でもバレーボールがないために永寺中学校へ入ったとか、それから松岡におられて陸上でかなりの能力があって、福井にフェニックスクラブというのがあるんですけれども、そこでかなり活躍されて、県内でも優秀な選手というのは松岡の中学校へ来ないで丸岡の中学校へ行きましたという、現実にそういうお話は何回か聞いているので、そういうことがあるのかなと思います。

そういうことなんで、これに対する、ぜひ教育長のご見解をお伺いしたいなど。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 正直言いまして私も中学校時代は部活命でやってきていましたので、委員さんのおっしゃることもよくわかりますし、指導者の立場からの気持ちもよくわかります。

委員さんからそういう話があったときに、私もやっぱりできるだけ子どもたちに試合に出させてやりたいと。ただし、できるだけということなんです。それを受けて、すぐ校長のところへ行きまして話をさせていただきました。ただ、指導者といいますのも、保護者にしてみれば一人が我が子だと思んですけど、やっぱり指導者にとってみれば部員全て我が子なんです。全部試合に出してやりたいと常に考えているんです。

ただ、例えばプロ野球ですと1軍、2軍、3軍とかずっとあれば、2軍は試合、3軍もどこかで試合とかできれば可能なんですけれども、今の現状ではもう指導者も少ない、場所も少ない、それから審判とかそういう人も少ない。そういうような中で、数少ない練習試合の日程の中で全員出すというそういうことはなかなか難しいかなというようなことを思います。

少ない部も部員が少ないとか、ぎりぎりとか、個人種目があるとか、そういうようなところでは監督も楽に出せるんですけれども、多い部になった場合には監督自身がみんなを出すことに一生懸命になっていますけれども、難しいし、指導者の一つの課題になっているというのが現状なので、全員平等に練習試合に出すというのは、してあげたいんですけれどもなかなか難しいのが現状で、我々も指導者に対して、いや、特定の人じゃなくて、できるだけ多くの生徒に出させてあげてくださいね、そういうお願いしかできないのが現状なので、申しわけないんですが、ご理解いただきたいと思います。

あと、技能とかモチベーションが試合に出してやらないと高くないというご意見なんですけど、これにつきましてもそういう、やっぱり子どもたち試合したいですし、保護者も自分の子どもたちが出てくるか出てないかというのは大きい問題で、家に帰っても出てなけりゃ話題にもならないということで出してあげたいということがあるんですけど、僕も長い間部活動を担当してまして技術とかモチベーション、やっぱりチームの中で競わさないとなかなか上がってこないと思うんです。もうみんな出せるんやというのと、何か逆にモチベーションが下がってしまうような気がするんです。やっぱりそこで顧問の先生というのはいろんな実践的な練習の場面いっぱいつくりまします。能力に合った練習の場も設定します。そ

れから紅白試合なんかも常時設定しまして、そういう子どもにも試合に出る機会というのをたくさんつくって、その中で、さあ、きょうは誰を使うかな。いつ、どこで、誰を使うかというのがそういうモチベーションを上げたり、指導するポイントになると思うんですね。うまく上げていくためには。だから、はい、次交代、はい、みんな出ようっていうのにはあんまり賛成できないなということを思います。

それからもう一つ、僕もいつも思っていたんですけども、フォアザチーム。例えば野球なんかもバント、何でバントせなあかんのや。自分死なんなん、打たせてくれって、そういう子を育てたくないんですよ。やっぱり自分のチームのために何が出来る。レギュラーでなくても何が出来る。応援するのにも何が出来る。スタンドでが一っつと応援しながら、よーし僕もいつかあそこに立って頑張るぞっていう思いをしながら一生懸命自分のチームを応援する。そういうところが部活動の本当の価値でもありますし、人格形成にも大切なことじゃないかなということを思いますので、くどいようですけど、試合には出してあげたいんですけども、そういうふうにやっぱり競争心をあおるというのも大事なので、そういうようなことも考えてほしいなということを思います。

それからあと、試合を組んでいる町内のいろいろな団体にもみんなが出れるようなプログラムをしてくれということなんですけれども、主催者側の意図としましてみんなを出してやろうという意図的に組んだ、例えばピッチャーは3イニングしか投げられないよとか、そういうような試合もあるんです。大会も。そういうようなところにはいいんですけども、やっぱり大会を主催する以上はある目的がありますし、出る側もその大会を通じて何か頑張っていこうという意図がありますので、そういう団体に対してこちら側から出るほうが全部出させるようなプログラムをやってくださいという、そういうことを要求していくとか、要望していくというのはなかなか難しいかなという気はします。主催者側の意図とというのがあるものですから、ほんなら違う大会出てもらえばいいですよっていうようなことになってしまうので、難しいかなということを思います。

最後に、合同チームということですが。練習などもできますし、ただ、どこで、どこの場所で練習するの。じゃ、誰が面倒見るの。大会に行くときはどうするのということ、いろいろ問題はあるんですけども、今福井地区の場合には福井地区の中体連にそういう合同チームの規程というのがあります。現に合同チームで参加できるようになっています。ことしの秋も、先ほど議員さんおっしゃられた

ように、上志比中学校の野球部1人足りないんですね。そういうことで、松岡中学校からかりると言うとおかしいんですけども、合同チームということで、松岡は単独で出ますけれども、合同ということで出てます。

それから、永平寺中学校の多分剣道部だったと思うんですけども、剣道部は個人戦があるものですから部として成立してるんですけど、団体戦が出れなかったんですね。それでこれも松岡中学校から部員かりまして、そして団体戦に合同チームということで出しています。

そういうことで、合同チームで十分やっていけることはやっていけるんです。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） この方も含めて、この教育委員の方も町民の方も全てに何でもかんでも平等にやってくれということじゃないと思いますね。ですから、いろんな形でスポーツ少年団でやっておられる方というのはもちろん技術が高いわけですけども、中学校から競技を始める人についても熱心に練習をやっておれば、たまにはぱっと試合にも出していただくと。そしてそのことによってまたやる気が出てくるという、少しでもそういう配慮を望みたいというご指摘だと思うんで、これは難しい、今教育長おっしゃったようになかなか、そうかといって試合にもある程度勝たなければならぬということもあるでしょうから難しいことではあるけれども、その辺の配慮を十分していただきたいという恐らくご要望だと思いますので。

競争心をあおるといふ、チーム内というお話の中で、私も前々からちょっと私の孫の話聞いておって、例えば最近ですと運動会なんかで、うちの孫はかなり女の子でもフェニックスの陸上クラブやって結構速いんですけども、そうしますと運動会ときはみんな周りは男の子ばかりと一緒に走るといふんですね。何でそんなことになるんやというたら、速い者は速い者同士で走らせるんやというんやね。それで、おっかしいな。昔ですと、私自身は足が遅かったんでいつも運動会で恥じかくようなタイプやったんですけども、そのことがさっきの負けず嫌いを生み出すというんか、そういう効果もあったと思うんで。

永平寺町の各中学校ですね。中学校でも小学校でもですけども、そういう運動会ときには、昔やったら背の高い順番から区切っていったようなことをやっておったんですけども、今はやっぱり能力の高い人を並べたり、そんなことをやっているんですか。僕は、これちょっと教育的にはおっかしいなと思っているん

ですけれども、ちょっと教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 小学校の連合体育大会ありますね。そういうようなときには一応同じ学校の者が一緒に走るんではおもしろくないので、レーンごとに各学校の枠を決めまして。例えば松岡小学校ですとたくさんいますから3枠をとる。あと、ほかの学校が入ると。それにつきましても、やはり速い者と遅い者が一緒に走っていてもいつも僕は負けてばかりいるというんでは意欲も湧いてこないもので、やっぱりある程度その学校で能力の高いものから順番に、第1レースはこうこうと。そこには大体自分と合ったようなレベルの子が入ってくると。それで力いっぱい競うというような形で連合体育大会のほうは全員が走る100メートルについてはそういうような配慮をして、みんなでよく似た者同士が精いっぱい競い合うと。そういうようなことで進めています。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） これは私の考えではそれはおかしいと思うんですけれども、ここでおかしいと言ってもどうしようもないんで。

いろいろな形の中で、先ほど教育長おっしゃった、部の中では上手な子といわゆるいろいろ競わせて出すのも一つのモチベーションを高めるやり方ですよというお話からすると全く矛盾に満ちたあれなんですね。その辺はまた速い者は速い者同士でやるという。そこは今の教育方針が、これは全国、そういう全体的な文部省の方針なり、そういうものにのっとなってこういうことになっているんですか、それともその学校独自のやり方なんですか。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） いや、やっぱり体育主任が集まりましてそういう、どうやって子どもたちを育てるかという観点に立って意見を出して、ただあみだくじ引いて走らせるもいいんですけれども、せっかくのそういう大会なので、やっぱりより自分に合った、レベルに合ったところで競わせたいという、そういう配慮から決めている事項です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私も本で読んだことがあるんですけれども、横峯さくらというゴルフの選手いますわね。そのおじさんだったかが幼稚園のあれをやっておられるということの中で、その保育所の時代から跳び箱なんかも何段の跳び箱もば

一っと飛ばせるような運動能力を高める独自の教育をやっておるという中で、ある子はその跳び箱が最初跳べなくて、低い跳び箱も跳べなくてもう泣きながらやっているというんですね。しかし、やっぱり小さい子どもは負けん気があるものですから、もう泣きながらでも歯食いしばってやって、最終的には高い跳び箱も一っと跳べるようになるという、そういう子ども自体の負けん気を引き出すというんかね、そういう教育というのは僕は大事やと、その著書を読んで感動したんですけれども。そういう観点からすると少し弱いかなと思いますので、これは教育長にお願いしてもどうしようもないんで、ここまですとめておきます。

それであともう一つ、この提言の中に部活動の外部コーチについての提言があるんですね。中学校の学習指導要領には部活動は学校教育の一環であると明記されている。したがって、部外者の外部コーチよりも教育者である顧問とか学校の立場、指導が優先される。しかし、外部コーチの生徒、保護者に対する発信力、影響力が顧問よりも強くなっているケースがあると。顧問が教育的立場で生徒の指導を行おうとしても、外部コーチによる教育的配慮を欠いた指導が優先されるケースがある。その対策として、外部コーチを無償ボランティアとして依頼するのではなくて、相応の報酬を支払う教育委員会の嘱託職員に委嘱できないかという提言なんですね。

これで、この永平寺町内の各中学校で外部コーチというのは何人かおられると思いますけど、何人ぐらいおられるのかなと。それから、このご指摘のように身分というのは全て無償のボランティアなのかなということも含めてお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 現在、松岡中学校に外部指導者3名、永平寺中学校に10名、上志比中学校に3名、合計16名学校から外部指導者としてお願いしたいということでお願いしている方々です。

そのうち、13名が何らかの形でお礼を支払っているということです。そのうち、4人の方は県のこういう外部コーチの導入ということの事業があるんですね。それで枠があるものですから、永平寺町内で4名の枠で今それをお受けして実際にやっているんですけれども、年間30回ぐらいの謝金を払っています。これが4名だけ。

ただ、この県の事業につきましては、外部指導者を導入して学校と顧問と生徒、保護者とがどうやったらうまくいくか、そういう研究するための指定事業です。

そういうようなのを4人委嘱しましてやっています。あとの残りの10人につきましては、謝金をつけているんですけれども、年に1回か2回、5,000円から1万円ぐらいのほんのお礼という形でお支払いしていると。ほぼ無償に近い形でお願いしているというのが現状です。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） この提言の中に、最後の総括的な提言というのをまずご紹介したほうがいいと思うんですけれども、これは生徒平等主義、個人の能力を尊重した指導を基本に据えた町独自の中学校部活動の活動指針と外部コーチに関する規定を整備できないかと。整備すれば生徒、顧問、学校、教育委員会、保護者のいずれにもメリットがあるんじゃないかなということなんですが、ここのご指摘のように、外部コーチがいわゆる先生方の顧問やら、それよりも発言力が強くなって、教育的配慮を欠いた指導があるというような現実はなかなか言いにくいでしょうけど、あるんですか、ないんですか。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 私もその中にもうどっぷりとつかってましたので。ただ、学校現場には本当に部活動を見てもらえる先生がいません。何とか生徒指導面だけでもいいから見て、あと技術指導とかその他はもう外部から呼んできてあげて、そうやってしてやっと思ってもらえるようなのがありまして、顧問の先生も子どもたちの面倒を見るということで精いっぱい頑張ってもらっているんですけれども、そういう実情で、余りやっていることに対して顧問からは言えないという状況も多少あります。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） そうしますと、無償のボランティアというのか、10名の方、謝金が少ない。それから4名の方は県の事業でそれなりの、そんな多いとは言えないんですけど謝金を払っていると。そして、全体で16人おられるということですから、あと2名の方は本当の無償ということですかね。ですから、少し教育委員会の身分的な嘱託ぐらいの身分にして、そうすれば多少外部コーチに対して教育委員会からもこういうことをお願いしますとかって少し言えるんじゃないかと。全く無償ですとそれはなかなか言えないんじゃないかというご指摘だと思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） この謝金の問題につきましては、来年度の事業ということで今検討していきまして、永平寺町中学校部活動外部指導者派遣事業、こういうようなのを今検討中です。そんなにたくさんの金額はお渡しできないんですけども、やっぱり同じように外部指導をしている人でもらう人、もらわない人、全く無償の人って、そういうことがあるというのは不公平ですので、この事業を立ち上げまして、それと合わせまして運動部活動外部指導者のための部活動指導の手引、これも今、指導主事に命じましてつくってもらってます。この謝金の事業とあわせて、各学校でこの手引に従ってお願いするときにきちっと学校の意図とか、外部指導者のあり方とか、どういうふうな指導をしてほしいんだとか、そういうようなこともきちっと指導して年度当初にそういう協約のもとに適切な指導ができるように来年度からしていこうというふうなことで今進めているところです。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） そうすると、外部コーチに関する規定というのはやっておられるということで少し整理されるだろうということなんですけれども、前段の中学校部活動の活動指針というのは私もどのようなものか余り理解しないで言うんで申しわけないんですけども、そのようなものがあるんですか、ないんですか、それともつくるようなお考えはあるんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 特に今体罰の問題等がありまして、国でもそういう指導のあり方というのを厳しく見直している時期です。ちょうどことしの5月に運動部活動での指導のガイドライン、これは文部科学省から出されまして、県でもそれを検証して各市町の教育委員会におろしてきています。それを全部の学校に分けてまして、部活動の指導のあり方というのを今見直している最中で、やっぱりそれをもとにいろいろ見直して、町独自といたしましてもなかなか難しいものですから、この文部科学省のガイドラインをもとに適正な指導ができるようにということで今指導をしている最中です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） わかりました。

そうすると、ここにいろいろ提言とか改善策についてはある程度少し改善される方向で動いているということですね。ぜひいろんな思いの中で教育委員の方に直訴されたというんか、そういう形の思いもあつたんだと思いますので、全てを平等にせいというようなことは申しませんけれども、ぜひともご配慮をお願いした指

導をよろしく申し上げます。

それでは、2番目です。合併自治体に対する国の新しい支援とはということで、全国的な総務省指導の平成の大合併のピーク時から約10年が経過し、地方交付税の合併算定がえの適用区間ですね。これは10年から始まるんですけども、その期限切れを迎えるため、全国各地の合併市町村が財政面での危機感を訴えている。地方交付税を1兆円近く増額して合併自治体を支えてきた国の特例措置が2014年度、平成26年度を皮切りにして相次いで5年間の経過措置期間を経て段階的に縮減、廃止されるからである。

本町も中期財政計画によると平成28年度から縮減が始まり、加算措置終了の平成33年度には約8億円が減額されるというような推計になっております。

これに関しては、先般の12月5日の新聞報道にもあったんですけども、これが平成14年度、国の予算編成の基本方針の原案のポイントという中で、自治体の税収不足を補うため、地方交付税に1兆円以上を上乗せしている別枠加算を速やかに廃止する方針をこの基本方針に明記したということで、多分これは1兆円の削減というのは別枠加算は廃止という方向は決まったんでしょうけれども、ただ、この見返り措置と地方税の法人課税を見直して大都市と地方の税収格差解消にも取り組むというような妥協案的なことが新聞報道にありました。

自治体側には面積が広がって消化や緊急搬送の収容が長くなった。それから、支所となった旧町村部の過疎化が進み、新たな行政コストがかさんだと加算措置の代替策を強く要望して、総務省は11月16日、平成の大合併で誕生した自治体を支援するため2014年度から役場の支所数に応じて地方交付税を加算する方針を決定したという、これは激減緩和策なんですけれども、そういう報道がありました。

要するに、本町ですと支所が永平寺と上志比に2つあるということで、これは本町の場合だと恐らく今までもこの2つの支所分については加算措置があったということですから、それ以上の大きな支所、幾つも支所を持っていたところが該当するんじゃないかなと思うんですけども、その辺はちょっとわかりませんが。

そういうことで、これに対する問題なんですけれども、合併前の旧市町村ごとに支所を置いているとみなして必要な交付税額を算出するというが、町へはどのような情報が入っているのかなど。

それから2番目に、あくまで5年間の経過措置期間に限っての加算措置なのか。

それから、平成19年度から配分基準を人口と面積を基本に簡素化した新型交付税、これが総額の約10%を平成19年度から段階的に導入されるというお話が前にあったわけです。これは地方交付税の配分額の計算方法が非常に複雑なということから、配分基準を簡素化しようということで人口と面積を基本にやるということで、地方交付税の19年度に限っては10%ぐらい入っているというお話を聞いてきて、今もこれがずっとそのような経過で続いているのかなということも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それでは、お答えさせていただきます。

まず1番目の国からの情報でございますが、まず国は合併算定がえ、特例措置があいついで期限切れを迎える自治体に対する新たな財政支援策といたしまして、合併算定がえの特例措置、これは合併算定がえと激減緩和措置でございますが、これを廃止するかわりに、支所数や消防施設が多い自治体に普通交付税を上乗せする算定の見直しの検討を今始めたところでございます。また、算定方法や支援策に係る配分に関する詳細な情報は今のところまだ示されておりません。合併してない団体の配慮も必要となることから、財政支援の規模、導入時期や財政支援の期間等につきましては今後も検討を重ねていくこととしておるということでございます。また今後も国の動向を的確に把握いたしまして、正確な情報収集に努めてまいりたいと思っております。

2番目も、同じく国の示す地方財政計画案や県から導入時期や財政支援の期間等につきましてはまだ現在詳細な情報は示されておりません。今後も関係機関と情報を密にいたしまして、的確に把握し、正確な情報収集に努めてまいりたいと思っております。

次に3番目でございますが、国は従来の複雑な個別に算定する方法を見直しいたしまして、従来からの項目を3割減。抜本的な簡素化を図るため算定費目の統合のほか、人口と面積を基本といたしました包括算定経費の費目を新たに導入した新型交付税、この算定を平成19年度から議員さん仰せのとおり実施をいたしております。

それで、平成18年度の制度見直しにおきましては、国の試算した地方財政計画における基準財政需要額から公債費を控除した額、41兆円の約12%、5,000億円が包括算定経費となるように制度設計しております。

また、新型交付税の導入今やっていますけれども、この包括算定経費の見直し

につきましてはまた見直しを行いたいということで、これまた同じように継続しているということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） ちょっとよくわからなかったんですけども、この新型交付税、全体の10%程度を導入されて、現在も続いているということですか。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 平成の大合併で平成26年度以降の特例措置を迎える自治体というのは、26年度、来年度が24自治体、それから27年度になると215自治体、28年度、2016年には337自治体ということで、この最後の337の中に本町も入るわけなんですけれども、そうしますと、少し今のところ情報がわからないということなんですけれども、中期財政計画の中では大体加算措置が終了する平成33年度、合併16年目ということになりますけれども、大体8億円ぐらいの7億9,000万ですか落ちるということで、約8億円落ちるという中期財政計画の中での推計でしたね。それが若干いいほうに緩和されるのかなという期待は持っているんですけれども、その辺の認識はどうでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのとおり、平成32年度で加算措置が終了いたしまして約7億9,000万減額となりますけれども、今の国の総務省の考えではこれを何とか少しでも加算して自治体の財源としたいということでございますので、町のほうも期待をいたしております。また、そのほかにも財源確保には十分進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） それから、いわゆる1兆円の削減とべたといいますか、法人事業税の配分枠の見直しということで、これについては法人事業税というのは本社があるところのところへみんな入っていくということで、東京一人勝ちというようなことがそのために起こっているんだということなんですけれども、法人住民税というのか、町民税といいますか、それはもちろん事業所のあるところへ入ってくるわけなんですけれども、その辺の情報はいかがでしょうか。

税務課長、わかったらちょっと。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（川上昇司君） 今ほどの問いでございますけど、新聞等々でそういうふうな報道もされておりますが、正式なものについてはまだ私どものほうに届いておりませんので、今後また子細がわかり次第、お示しをさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） それでは、私の質問をこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで3時25分まで休憩いたします。

（午後 3時12分 休憩）

（午後 3時25分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、9番、多田君の質問を許します。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） それではまず1点目に、目に見える高齢者対策をと題して質問をさせていただきます。

町長の招集のあいさつの中でも、去る11月23日、永平寺温泉「禅の里」がオープンして4カ月で3万人を突破したということで大変喜んでいらっしゃる所でございます。

行政もひとつ高見の見物じゃなしに、指定管理者は高齢者の方が足とか腰の不自由な人には下駄箱の靴まで出してその玄関に並べていたり、雨のたくさん降っているときには車まで傘を差して送っているのを、この姿をこの間渡邊副議長が偶然一緒になりまして、この数字に納得と感心をしていたところであります。

数字の結果はさることながら、利用されている町民の方が笑顔で来館されております姿を拝見し、松本町長のご尽力とご支援いただいた議員各位、またご理解をいただきました町民に深く感謝とお礼を申し上げます。この施設を地域の宝物として地域住民、指定管理者挙げて、もてなしの心で孫末代まで守っていきたいと意気込んでいるところであります。

さて、議会で語ろう会でも今回、「認知症予防も含め、変わる高齢者対策」題

し住民の意見も聞きましたが、自分は認知症にならないという自信か、余りこの話題には触れずに、小中学校の給食の無償化の批判も心にあるのかわかりませんが、健常者、いわゆる高齢で健康に生活している方の恩恵施策、常々老人を敬うとした敬老会の挨拶の中で、戦後の厳しい日本を支えてきた皆様方という祝辞の言葉の割には敬老会の弁当、催し物も粗末なものと、こういう声も聞きまして、改めて目に見える、特に後期高齢者対策を行政にお聞きをしたいと思います。

年金の減額、医療負担の増額、来年4月からは消費税の増額等で弱い者いじめというか厳しい課題がよしかかっている中、行政としても高齢者への心の支援策をどう見出しているのか。3,000人余りを対象とした敬老会、また88歳の米寿のお祝い、独居世帯の給食のサービス等の助成もありますが、8掛け人生とうたわれているこの社会情勢の中、9月の定例で同僚議員も一般質問されておりましたが、後期高齢者への永平寺温泉の利用料金の割引、またコミュニティ利用の場合60歳から無料化ということでございますが、もう少し年齢を上げてもいいのではないかと。その分、これは交通安全の施策かもわかりませんが、福井市では高齢者の運転免許証を返納した場合にはタクシーの1割引の制度も実は聞きました。本町も運転免許証の返納された高齢者に限り、えちぜん鉄道の1日の500円のフリーきっぷでも検討したらどうかと思います。また、行政のほうでいろいろ検討策があるならば、ひとつお聞きをしたいと、このように思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 冒頭に、禅の里をご利用いただきまして、またサービスをお褒めいただきまして、ありがとうございます。

永平寺温泉の入館料でございますが、現在、町民の方は400円。回数券をご利用される場合には11回で4,000円でございます。

高齢者の入浴料金の補助を行うことで高齢者の方が来場しやすい環境にもなり、健康維持増進にもつながり医療費の低減につながることを考えております。この実施時期、また割引などにつきましては今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

また、もう一つの高齢者の運転免許証の返納などにより、高齢者の方の交通の便を利用するため、えちぜん鉄道の利用者への補助を行ってはどうかというご質問でございますけれども、1日フリーきっぷの発行などについては事業者の協力が必要であります。また、永平寺町民の確認方法などの実施方法の検討が必要となりますので、鉄道会社と協議させていただきたいと考えているところでござい

ます。

今後検討しております施策といたしまして、議員の質問にあるとおり、高齢者の皆様が健康で生きがいを見つけ、元気で明るい生活を送ることができるよう、孤立化の防止としてえちぜん鉄道の割引、永平寺温泉「禅の里」の高齢者割引は現在行っております。高齢者筋力トレーニング事業の施設の充実、また買い物弱者のための宅配サポート事業など今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 通り一遍の答弁でございまして、当初、この指定管理者は6万6,000人の目標で計算しますと、大体入湯税も六八、四十八、六八、四十八、528万ですか、このぐらいが実は入ってくるのが、もしこのまま来年の7月まで計算しまして9万人が入れば、区は720万の収入があるんですね。差し引き約200万ほどのお金が今言う当初の計画より入ってきたということになります。

私は普通の業者ならもうかった金を職員のボーナスとか設備投資とってそういうことはわかるんですが、やはりたくさん入ったら住民に還元する、これが私は福祉施策ではないかと思えます。1日20人の高齢者が100円引いても月に20日利用した場合、月に4万円。年間にしても48万円ですわね。このぐらいができないかという。

それも私、先ほど言いましたとおり、これは今ぶっつけで質問したんじゃないじゃないで、通告しております。通告の中で検討しますというのは、私も本当に町長さんも含め、この本町は今言うマツモトノミクスじゃありませんが、子育て、福祉、定住のこの公約で訴えておりますが、今言うのは本町のこの間も、教育長さっきお話ししましたが、立志のつどいでも、永平寺町の子どもは町を思い本当にうまく発言をされていまして、私もテレビを見てまして本当に感心をしたわけでございます。

先日、本町の子育て応援日にイベントで林修先生がこのフレーズで、「今でしょ！」というこの文句で、この松本町政が切れ目のない福祉施策を充実させるのが私はよろしいですけど、その言葉をひとつ町長に申し添えておきます。

これにつきましては答弁は結構でございます。

続きまして、地域コミュニティバスをスクールバス併用にもという第2点目の

質問をさせていただきます。

地域のコミュニティバスの運行については、議会事務事業評価でも取り上げ、町民の声も聞きましたが、やはり町内を走るバスは客なしで税金の無駄遣いという町民の方もおられますが、議員としましてもこの地域住民に100%の満足の運行ができないというのが答弁の実はその本音であります。コミュニティバスにかかわらず、行政サービスは地域ごとに異なる課題が出てきているので、行政による一律的なまちづくりは限界があるということは認識しておりますが、コミュニティバスに係る年1回の地域公共交通会議の三者会議に実は疑問を感じるわけでございます。行政サービスの一環として3,900万円余りの委託費は決して小さくない予算でございますが、町民の交通弱者を主役に考える会議が中部陸運局とか交通関係の事業所の弾圧といいますか、言いなりで物事を決めているように感じます。口出しと言え、停留所をふやすぐらいで、誰がひとつお巡りさん役をしているのか、ちょっとその辺も疑問を感じるわけでございます。

常々3地区の規制を緩和する路線ごとの会議でも質問をしておりますが、この委員会の誰かが意地を張るから実現できないわけで、何らかの理由で陳情し、相手を説得させようというひとつ行政の心構えが私はないと思います。地域公共交通会議に出席する人は個人の人はいないと思いますが、どういう団体の組織で運行の審議をしているのか、まずお聞きをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） ただいまのご質問ですけれども、地域公共交通会議の構成員につきましては、一般乗合旅客自動車運送事業者と住民、地方運輸局長及び道路管理者、並びに都道府県警察や学識経験を有する者、その他地域公共交通会議の運営上必要と認められるものなど、道路運送法施行規則第9条の3第1項及び第2項に基づきまして永平寺町地域公共交通会議設置要綱で規定されておりました。現在、福井県立大学経済学部 浅沼准教授を会長といたしまして、松岡、永平寺町、上志比地区の区長会長さん、町老人クラブ会長さん、町PTA連合会会長さんなど利用者を代表する方々9名のほか、京福バス株式会社、松岡交通株式会社、えちぜん鉄道株式会社の事業者の代表の方、福井県バス協会、福井県タクシー協会、福井県交通運輸産業労働組合協議会など関係団体の代表の方、中部運輸局福井運輸支局、福井県、福井警察署及び町長を加えました計20名で構成されているとこすでございます。

また、協議の内容によりまして福祉保健課長、学校教育課長、その他関連する

課長をオブザーバーとして参加していただきまして、これまでに利用者の利便性に配慮したルートの変更やバス停の新設あるいは運行時間の見直しなどにつきましても慎重に審議していただきまして、承認を得て実現をしているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 事業者は別にしましても、各3地区の区長会長、それからさっき言いました老人クラブの会長さん、PTA、そういうような団体来ましたが、それにちなんで福祉保健課長とか、学校教育課長も入っているという答弁を聞きまして、町民を代表するこの委員で、今答弁された人は本当に町内の地域の声とか、こういう現場を把握しているのか。

近年、高度社会情勢と時代が変わっても縮まないのが児童生徒の登校の距離であります。昔は児童数が多く集団下校も本当に学校の指導でまあまあ通りましたが、このごろは児童数とか生徒数が少ない。また、このごろ、いやに松岡でも大変多いと思いますが、親の判断で放課後児童クラブに入れ、それにはぐれた児童は遠距離の登校児童も含めて、上志比地区では帰る時間帯に親が学校の近くまで迎えてきており、私も、本当に小さい子どもが一人でこの暗いときに帰るのは防犯面からも親の心境というものは十分理解できます。

お隣の永平寺の轟の児童は電車通学をしておりますが、この7月から機能補償道路もここに開通したわけでございまして、ここにコミュニティバスとスクールバスを併用したら、今の谷口のあそこの国道を渡らんでも学校の玄関まで、今言うのは行けて安全性があるんじゃないかと思えます。

学校は、何か先ほど通知見ましたが、あさっては集団登校で何か交通安全の私らが出る番と聞きましたが、行きは集団登校で来い来い、帰りは知らないという。私はどうかと思うわけでございます。児童は家を出るときから家に帰宅するまでが学校教育の一環ではないかと思えます。私はあえて強制はしないんですが、先ほど言いました地域交通会議にPTAの会長さんもおられるには、今の教育課長もおられるんやったら、もう少し遠距離登校の児童にも家族にアンケートをとって真剣にコミュニティバスの利用方法を探ったらどうかと、教育委員会にちょっとお尋ねをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） それでは、お願いします。

町のコミュニティバス運行は利用者の利便性を考慮して運行ダイヤを立てており、特に交通弱者と言われる児童生徒や老人の皆さんが利用しやすいような運行時間とか、また停留所を設定している状況であります。

また、児童生徒の登下校時間にできるだけ合うよう配慮し、またえちぜん鉄道など最寄りの駅との接続もスムーズにできているようになっております。

また、学校の登下校の件ですけれども、基本的に徒歩や自転車、また公共交通機関の利用により行い、できるだけ保護者の自家用車を当てにせず、自分の力ですることが教育的に価値があることというふうに言われております。

この点から、今ご指摘の遠距離通学、これは距離の範囲は現状あるかと思えますけれども、においてコミュニティバスの利活用ですかね、利用をするというのは大変重要なことであり、安全面とか防犯面からも有効な手段であるというふうに考えています。

現在、登下校時においてコミュニティバスを利用している児童生徒の数、これは町内の小学校、中学校の現状でありますけれども、町内で延べ260人利用しております。大変役立っている状況でございます。

例えばスクールバスを整備するという考えもあるかと思いますが、町内には7つの小学校、3つの中学校の10校ありまして、そういう整備というのは大変難しいと思われますので、今後さらに学校と連携をしながら児童生徒、保護者の要望等を聞きながら、今現在のコミュニティバスの効率的な活用、そういったものについて検討を進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） 今ほどのコミュニティバスをスクールバス併用もということで、コミュニティバスのダイヤについて、もう既にご存じかと思えますけれども、ちょっとご紹介させていただきます。

コミュニティバスにつきましては、一つの例としまして今現在上志比小学校を経由するルートで、下校時間帯に運行しているコミュニティバスは3本ありまして、そのうち、例えば藤巻、吉峰地区などの方面へ運行するバスにつきましては上志比小学校を午後2時46分と午後18分に出発いたしまして、吉峰入り口を3時3分と5時24分着、藤巻が3時と5時28分着の2本がございます。このほか、北島とか浅見方面のバスもありますが、吉峰、藤巻方面については以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 時間がこの時間帯にあります。あるんなら勝手に乗って下さいじゃなしに、やはり親が子どもをこの時間帯にバスに乗せてほしいんですよ。言うんなら、やはり学校の教師あたりがマイクで、教師でなしにそれは児童でもいいですけど、何時出発に浅見方面へバスが出ます。何時に吉峰方面にバスが出ますと、こういう一つの指導をせな、乗るもんやったらちゃんと乗っているやろじゃなしに、もう少し行政のサービスというものを。私もこの間ちょっと健康診断で松岡の保健センターへ、いや、今の翠荘へ行きました。あこから禅の里へバスが出るとしてはいますけど、何かのコピーのした紙で、本当に雨に濡れてもうべたべたでくしゃくしゃでありましたけど、やはりそれだけするんならプラスチックでもだんねい、お年寄りさんが目に見える時間帯でびしっとすればいいんですけど、本当に何かガラスにセロテープで張ってベラベラとして、そういうただやればいいでしょうじゃなしにもう少しきめの細かい。私は先ほど言いましたが、親にそんならその辺のアンケートをとって、実はアンケートをとったんですけど今言うバスに乗るという人は少なかったんですよと、こういう一つの、私何もこうしてああしてじゃなしに、そういう一つの行政サービスというものを、さっき平林課長のほうから、いや何時から出てますじゃなしに。吉峰については先ほど言いましたとおり真っすぐ行くと竹原の駅へ行っちゃうんですよ。ということは小学校へ来る場合は私いつも言いますが、オメガの字で今言うのはぐるっと回って、そしたらそれは小学校へ行くんですよ。そうじゃなしに、直接1番目は、これはほんなら今言う藤巻とかそういう遠い子どもさんは一番に吉峰から小学校とか中学校のほうへ出る便をつくる。浅見か野中のほうからそういうやつをつくる。あとはお年寄りさんが病院へ行ったり、それから今言ういろんな禅の里とかという、そういう組み合わせと。

私もこのごろ、60って私さっき言いましたが、私らも60になってなかなか、そういうふうなバスを使うのかなと。バスのお客さん見てもそんなに、松岡で私はどうかは知りませんが、60ぐらいの人は乗っていません。どっちかというとなんか七十五、六から、後期高齢者から、そういう人が上志比では乗っているんですね。もう少しその辺をね。ただ町内をぐるぐる回ればいいんじゃない、そういうことも十分私は区長会あたりで話をして、皆さん、上志比地区はどうですか。永平寺地区はどうです。今のそういう回りぐあいによろしいですかということを区長会で町が聞いてせな、区長会長そんなもんしたって、上志比

中のそんなもん区長さんにこんでいいかってそんなことを電話で聞くわけにいかんしね。もう少しそういう行政のサービスというものを私考えてほしいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） 今ほどの利用状況等につきましては、今現在、運行事業者から毎月月報という形で報告をいただいていますけれども、それに停留所ごとの乗降者数でありますとか、利用者層の内訳でありますとか、新たな項目を追加いたしまして、より実情を確かめるような形での利用状況の把握に努めていきたいというふうに考えております。

また、遠距離登校児童のご家庭のアンケートということでございますけれども、これにつきましても学校あるいは学校教育課等の協力を得ましてまた今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 今平林課長のほうから答弁をいただきまして、ぜひともひとつ学校教育課と連携をしてそういう児童生徒のスクールバスの併用ということも親に十分聞いてそういうこともひとつ十分検討して、次回のそういう地域交通会議に、実はこういう形で議員からも一般質問がありましたかどうかということをもう少しPTAの会長とか、そういう地域の代表者に私は訴えていきたいと思えます。

ただその日に行けばもうほんで町は合点したんじゃないしに、誘い水を出して意見を聞き出すということも私重要かと思えますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは私の質問を終わります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、17番、酒井君の質問を許します。

17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 私のほうから1点だけを通告いたしました。

道の駅の完成時期、10月いっぱい、これは県の仕事が先になろうかと思うんですけど、地質調査を10月に終わってしまいました。なぜこの道の駅のことを言うかという、私、ことし、毎年行くんですけど、10月初旬に、私も生命保険会社に35年間勤めておりました。定年退職しましてから65歳になりますと本社、今もう東京になりましたけど、大阪本社にご招待申し上げてひとつぜひ業績の販売協力をお願いしたいと。11月戦というのは生命保険協会の全社が競

う月なんで11月戦で順番が決まる、11月戦の戦いということを行っております。

毎年行くんですけれども、ことしは全国から60名おりましたけど、ちょっと様子が変わってきてるんですね。どういうことかという、65歳から80歳までの方、60名おりました、全国の。同じ釜の飯を食った者ばかりですので、「どうや、最近は」という60名、1泊2日のことだったんですけど。「最近な、酒井君、わしら何組も道の駅を散策してるんや」と。全国津々浦々ナビゲーション入れれば福井県で三国あるだろう。どこどこにはこういうことあるし、毎年、年三、四回、道の駅を探索してるんやと。ツアーで行っても観光旅行社がもうけることだし、まあわかってる観光客しか行かないと、そういう話が出ました。私、ああ変わったなと。まだ70歳前後の方は元気です。まだまだ日本にはいいところがあるわということで、いろんな話が出ました。そういうことが私の頭の中に、永平寺町も道の駅ができる。いい話を聞いたということを感じました。

県がやることですから完成はいつごろになるんですかね。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、道の駅の完成時期でございますけれども、これは県がやるといいましても、これは県と町が一体となって事業を進めるものでありまして、これは今までにもご説明してきたとおり、道の駅の整備手法には一体型と単独型というのがございます。そういったところから、最近ではほぼ一体型の国と市町あるいは県と市町というような一体型のほうが多くなってきております。そういったところから、永平寺町のほうも今回できる道の駅の整備につきましては一体型ということで完成を目指しているところでございます。

そういったところから、現在、この道の駅のいろいろなことにつきまして永平寺町道の駅整備検討委員会におきまして道の駅の構想についてあらゆる角度から検討を進めている段階でございます。完成時期につきましては、平成27年度の完成を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 永平寺町が道の駅に手を挙げたときに町長から、ほかの市町も7カ所の要望が県に出てるんだと、こんな話を聞きました。私は70歳代、私どものイズミ会というんですけど、イズミ会の会員だけが言うんだと思っていましたら、いろいろ話を聞きましたら、最近、定年、少子化で子どもさんも1人

か2人育てたらもう夫婦でどこへ行くんか、旅行もちょっと大層だし、手軽にできるのは道の駅だという話がそこで盛り上がりました。今度、永平寺町にも道の駅できるんですよ。何年と言われませんでしたけれども、ぜひできたら教えてください。カーナビに出るからそこへは行けるけれども、ましてやそこに禅の里という非常に効能、質のよい温泉もあるんだということでいろいろ話ししましたら、ぜひ行きたいと。

そのときに、これはもうその中でいろいろ話が出た。特産品は観光客を生むなと。永平寺には何あるんやと、私ちょっと言われなかったんですけど、永平寺町特産品何でしょうか。観光課か誰か教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 観光物産といいますと、ごまどうふであるとか、あとお酒等ですね。東京の青山ではお酒等がよく出てるというふうには聞いております。

あと、農林サイドのものとしてはタマネギであるとかニンジンであるとか、そういうものをやはり特産といいますか、農林関係の特産というような形にもなります。

あと、ネーム的には永平寺そばであるとか、永平寺味噌であるとか、そういったものが観光ブランド的な特産というふうな形であります。

あと、施設的には大本山永平寺というような、それもやはり特産と言えどなんでしょうね。そういった考え方でおりますが。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 大変目の肥えた人ばかりで、「特産品というのは観光客を生むんだよ」って、僕議員してるということで僕にアドバイスしてくれたんですけど。やっぱり大阪御堂筋のど真ん中の食堂に役場の前の酒屋さんの酒が看板に出ています。その社長が、いや、永平寺の町役場には二、三回出向いていますよと。ですから、やっぱりそういう名品、特産品を早急にアピールする必要があります。道の駅ができたからさあというんじゃなしに、今のうちから永平寺町にはこういうものありますよと。僕よっぽどそのときに、ごまどうふありますよ、あれありますよって言おうと思ったんですけど、いいんか悪いんかちょっとわからなかったんですけど、非常に旅なれた人ばかりの集まりですからよく言っていました。「若狭へ行ったらな、へしこだよ」と。これはもうみんな言っていました。若狭の、それから三国も、三国の道の駅も何回も行くという人もおります。

そういうことを考えますと、やっぱり特産品というのを今から考えていかないと、道の駅ができたといっても、ただ農産物を売ったりそれだけではちょっとね。それから近くにやっぱり商店ありますから、商店に響かない品物の特産品というのをこれは考えなければならないというふうに思いました。

ただ、環境的にはよろしいです。勝山に恐竜博物館がございます。土日に勝山に上がる車の量は少し車が上がるわけですね。そのときにやっぱりドライブの休憩というんですかそういうものもいいかもしれませんけども、ただドライブの休憩所が変わりますとちょっとやっぱり寂しい気がいたします。

そこで、近江八幡の道の駅が広い大きな地下へ行きますと足湯があるんやと。大盛況で、あそこもいいなというそんな話も出ていました。やっぱりそういうことを考えますと、ただ道の駅をつくるんじゃなしに、観光客を生む特産品をそこに置くことが大事かなと、こんな感じを持ちます。

町長、そこら辺の考えどうでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 町長。

○町長（松本文雄君） 今道の駅の整備を進めておりますけれども、申し上げてますように、道の駅は今幾つもできております。そういう中にやはり特色といいますか、特性を持ったあそこの道の駅はこういう道の駅だという、特色といいますか、特性を持ったそういう道の駅をしていきたいと考えております。

今土産品のお話もありましたけれども、永平寺町の土産は当然置かなくてはなりませんけれども。いろいろな検討をあらゆる角度から進めておりますが、やはりこれからの道の駅の役割といいますのは、いろんな役割があるわけでありまして。観光の延長線上にもあると思いますし、地域の交流にもつながると思いますし、それから地元の活性化にもなると思いますし、いろんな面を含めてこれから今検討を重ねているところでありまして、申し上げましたように27年度の完成を今目指しているところであります。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 今町長からいろいろご答弁いただきました。本当に話題になる道の駅にするという。恐らく委員会があつて立ち上げて打ち合わせをやっていると思うんですけれども、やっぱり温泉をうまく利用したものもいいでしょうし、今後は私どもも議会としていろんな提言も、私自身も提言をしていきたいなと。年に一回、そういう全国から集まる会合に行きますから、そこにやっぱりいろんな話があると思います。そういったことで、私もことし初めて道の駅が大阪

の本社でわいわいがやがや話ししている中で出て、「おまえ、道の駅というのは、気軽に行けるんだ」と。その近所のちっちゃな観光地を回って、そんなツアーでバスで行ったりする観光よりもよっぽど気楽で楽しく行けると。だんだん時代はそうなったのかなということを私自身感じてきましたんで、きょうそういった話を話題にしましたけど、永平寺町にも道の駅ができるということが大変いいことですので、27年に成功するそれまでの段取り、町としても考えていかなきゃならないということがあろうかと思います。

以上で終わっておきます。

○議長（伊藤博夫君）　ここで暫時休憩いたします。

（午後 4時07分 休憩）

（午後 4時08分 再開）

○議長（伊藤博夫君）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、13番、松川君の質問を許します。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君）　今回もちょっと欲張って5点させていただきました。皆さんお疲れのご様子ですが、ひとつしばらくご清聴を願えればありがたいと思います。

まず1番、松岡から消防署がなくなることに住民は怒っているというタイトルであります。

平成27年度中には新しい消防長の完成を目指している消防署統合ですが、今の上志比と松岡の2署体制が近い将来に旧永平寺町の東古市にしか消防署がないという1署体制になってしまいます。永平寺支所の前の古い消防署もすっかり取り壊されました。準備が進んでいます。これはこれで東古市の方々にもこの間、今まであったのがなくなって、交通事故のときに今か今かと待っていたけれども、やっぱり当たり前の話ですけれども以前よりか長くなったので、本当にやきもきしたというお話も聞きました。大変な思いを東古市の近辺の方たちも感じていると思います。

どちらにしても近いうちに消防署が永平寺町一円で一つになってしまうということについて、以前より町は住民説明会を初め広報紙などでPRに努めてきました。しかし、住民説明会には極端に住民の参加数が少ないということもありました。また、議会と語ろう会でもその話題は私ども積極的に賛成、反対はともかく

として出してきましたのですが、現実はこの計画はPRが徹底されていません。PRというのはちなみにPublic Relationsという言葉の頭文字をPRとしているので、本来の意味は宣伝ということではなくて公共との環境をよくしようということなんです。企業でいえば消費者との関係をよくしようということで、そういう意味では結果的に幾ら宣伝しても結果が出てないということではPRの効果が高かったというふうに私は理解していますが。とにかく上志比と松岡から消防署がなくなり、救急車も消防車も消えてしまうことをいまだに知らない住民が少なからずいらっしゃいます。

私の議員活動というと大げさになりますけれども、私の場合、毎日のように住民の方とお会いします。特に松岡の方々と接する機会が多いんですけれども、近い将来、松岡から消防車と救急車がなくなることをお知らせすると、どなたも一様に驚かれます。そして、ほとんどの方々はそれは困ると反応されます。中には怒り出す方もいらっしゃいます。松岡の町会議員は何をしてるんだと。またしても議会が悪者になるパターンです。私は無実でありますけれども。

議会と語ろう会でも批判されています。つい最近の語ろう会でも、春日1丁目の方々から強いお叱りを受けました。今あるものをなくしてしまうことへの抵抗感とか、あるいは反発感、そういうものは半端ではありません。そういう声をあちこちで聞いています。

我々住民は我々住民の生命と財産をいざというときに守ってくれる消防署のことなら税金を払うことを惜しまない。むしろ、そういうときのために一生懸命汗を流し、働き、納税しているのだと。行政が生命と財産を守ってくれるというのが行政の最小限のサービスなのではないかという声が今でも耳について離れません。せめて救急車だけでも何とかならないかというのが私の切実な願いですが、また住民の切実な願いでもあります。

それで私は今、松岡のと言いましたけれども、それは当然松岡に限らず上志比でも、特に吉峰、市荒川、そして藤巻、あの辺はね。特に吉峰は相当遠くなりますよね。そんなんで、せめて救急車だけでもということです。

建物を新しく建ててほしいということで、また救急車を新しく1台買ってほしいということでもないんで、せめて考え直すぐらいのご答弁を期待しますが、まず根本的なことからご答弁をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） それでは、消防の統合につきましては、これまでに議会の

一般質問並びに議会の消防署統合推進特別委員会におきましても幾度となく十分な説明をさせていただいたつもりであります。また、住民の皆様には昨年の10月末より、順次上志比地区、永平寺地区、松岡東地区、松岡西地区、御陵地区、吉野地区の各ブロックごとに消防統合についての住民説明会の開催の案内を区長様に御通知申し上げ、各班に回覧をさせていただき周知をさせていただき説明会をさせていただきました。以上のことから、我々といたしましてはご理解を得ているものと認識しておる次第でございます。しかし、議員仰せのとおり、住民への周知が不足しているというご意見につきましては、今後も丁寧なご説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、改めまして消防統合の目的並びに必要性について再度ご説明を申し上げます。

消防組合時の平成6年に初動態勢の強化を目的に消防組合議会において消防庁舎建設特別委員会、消防庁舎統廃合特別委員会を設置し、統合について審議されてまいりましたが、当時、防災道路並びに機能補償道路等の整備計画等のさまざまな課題があったことから結論には至らなかったものでございます。しかし、現在、道路網の整備が図られた今、近年の建物の高層化、災害形態の複雑多様化、救急業務の高度化に対応するため、効率的、効果的な消防力の強化に主眼を置きまして、財政的効率性を高め、さらには消防本部、消防署の機能を高める必要が急務となっております。

消防の任務は議員仰せのとおり消防組織法第1条で、消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、災害を防除し、被害を軽減し、傷病者の搬送を適切に行うことを任務としております。このことから、今後、防災、救急体制の機能の充実強化を目的として消防機能の一元化を図ることにより、消防の新しい改革を図り、消防広域化にも頼る施設を構築するとともに、住民の皆様にも真の住民サービスを提供し、恩恵のある消防体制を構築することが我々の使命と考えておりますので、新しい体制になりました際には、職員一丸となり、消防力を結集し、住民の負託に応えてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 13番（松川正樹君） その今ご答弁いただいた文言につきましては、私もペーパー一見して何回も読んでいるんですが、ちょっとかたいというか理解しづらいところがありますね。一生懸命読んでみてもね。もう一回PRが周知してないということは

お認めになっているんで、細かいデータ含めてね。というのは、データの話言いますと、松岡の話だけで言いますと、例えば救急車でいえば現場到着、志比堺と薬師除いた全地域がおくれると。これはもっとも上志比もそうですが。高機能指令装置により119番されてから出動までの時間は当然短縮されるということでもありますけれども、残念ながら今以上に現場までの到着時間はトータルでは早まらない。地域によって何分何分ということをお我々は知っていますけれども、そういうデータなんかも出してほしいなど。収容というのもありますよね。あれも気になってはいますが、この平均収容は今は25.38分ということをお資料で見ました。これも1署体制になれば当然長くなると思います。どの程度なのかということも含めて。場合によってはこの程度なら今25分、何分だから、まあまあ30分ちょっと程度を超えるぐらいならひょっとして理解をできるかもしれないと、そういうデータを皆さんほとんど持ち合わせないと思います。ただイメージ的に、心理的にとにかく遠くなる、あるものがなくなる。これは相当の抵抗がありますね。そんなんで、そういうデータをできたら全戸配布という形でわかりやすい言葉で語っていただきたいなと思います。

もう一つ気になることは、メリットの一つとして、今までは救急救命士が救急車に1人だけでした。それが2人になると。そんなんでメリットがあるということもお聞きしましたが、実は消防年報、これ私の間違いだったら間違いと言ってくだされればいいんですが、平成24年度版によりますと救急救命士による特定行為は気道確保5件、静脈路確保4件及び薬剤投与1件というのが載っておりました。もちろん救急救命士はそれ以外にも随分と色々な公表していますが、救急救命士に関してはそういう報告がされていますけれども、確認ですね。私は印象として特定行為が少な過ぎるような印象を持ったんですが、この数字でいいのかということね。それとも私の勘違いやったかということで、ちょっとお答えを願えますか。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 特定行為につきましては救急救命士のみ許される行為でございまして、年間、昨年度では大体、私もちょっとそこまで把握していませんけれども約10件ぐらいということで、少ないということでございますので。

例えば現場到着時にいろいろなことがございます。心肺停止、それで除細動も同じでございまして、そういう救命士が判断してこれの特定行為をやる。それから、もちろん病院のほうにドクターに連絡をしてやってもいいですかとい

うことでやる件数でございますので、大体、救急の件数に対しまして特定行為の件数、恐らく全国的にほぼ同じぐらいだと思っております。これは出動件数も全て人口とかそれに大体比例していますので、特定行為の数も恐らく多少はございますけれども、大体この程度だと思っております。

○13番（松川正樹君） はい、わかりました。

よく答弁で聞かれるのは、救急車1台で3交代が基本ですから、9人の救急隊員を常時確保していなきやいけないというので、人件費もかなりかかるかなというお答えをいただいておりますが、私はこの間も時間帯を見ていました。大体夜中の11時から朝の5時まではまあまあ極端に救急車の119番は少ないですね。だからそこら辺だけは除いて、6人体制でもいけるんじゃないかと、そんなことを想像していたんですが、そういうことを含めていけるんじゃないかと。

たとえ9人でも住民というのは納税者の立場としてそれでもお願いしたいというのが切実な願いだと思います。そこら辺をもう一回、町長さんがわかったと言ってくればそれにこしたことはありませんが、やっぱり再度、住民の声といいますか、そこら辺を聞いていただきたいなど。

私自身も消防費に3億8,000万という金額はそんなに大きい金額やと思っております。もっともっとね、もっともっとというか、多少人件費に行っても住民の生命と財産を守るならいいんじゃないかと、私は多いとは思いません。そこで含めて、多少ほかの予算を削ってでも生命と財産を守るためには消防費に回していただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか、何か一言。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） あわせして何回となくご説明申し上げますけれども、確かに現在やっている方法、これはまた組合時の2つの分署があった時代です。これは議会のほうでも何遍もご説明してはおりますけれども、やはりこの住民規模、大きさですね。それから財政の規模におきまして、今3億何千万、年によって違いますけれども、消防費が3億か4億に推移してございますけれども、その財源からのパーセント的にも適切で、他都市と比べましても適切だと考えております。

確かに先ほどの話でありますけれども、今まで例えば上志比地区に救急車、ポンプ車があったのがなくなるというのは、本当に住民から見たら心が寂しいと申しますか、そういう不安になるのは重々わかってございます。それで、確かに今まであったのがなくなるのは不安ですけれども、それをあること自体で私らが、例えば上志比から現場に行くのは近いのは間違いございません。1つになると到

着時間の遅延は当然少しは生じます。しかしそれ以上に住民の皆様之恩恵を与えられるような消防体制を構築するのが我々の使命だと思っておりますので、詳しい説明はまた順次、住民の皆様にしていきたいと思っておりますので、前回もこのような資料でずっと何枚もつくって、こうなったらこうなりますよと、こうなったらこうなりますよというのを説明してございますので、以後もまだまだ住民には説明不足の感もございますので、住民に対しまして、皆様に対しまして説明をこれからしていきたいと思っております。

以上です。

○13番（松川正樹君） これ以上お願いしてもせんない話なんで言いませんけれども、私はこの間も消防署の幹部の方と色々なお話させてもらって、松岡はたまたま医大があると。医学部の病院があって、非常に7割近く、6割ですか7割ぐらい、大体医学部の病院に運ぶと。非常に着いてから早く行きますわね。これは大変なメリットやと思います。したがって、うまくやると収容時間、これ日本で一番早く病院に運べる地域に永平寺はなり得るんでないかと。そういう町の売り出し方も学校給食の無償化もいいです。子育て支援もいいですが、そこら辺がどうやと言うたら、そんなもんとってもできんと言うんやね。そこら辺がやっぱり国とか県の考え方と違うんですかね。そこら辺の何かご所見あったらお伺いしたいと思っております。

○消防長（竹内貞美君） か。

○13番（松川正樹君） そうそうそう。

○（君） そういう宣伝もいいという。

○13番（松川正樹君） 日本一早く救急車が着いて、早く病院に行ける町というその新しい売り方ができるのではないかという。それをすると大変なことになるという、それはイフの話ですから楽に話したんですけども、ちょっとそのとき私理解できなかったんですね。それはなぜできないかということが。

だからそれは売りにできるという考え方はどうですか、ほんなら。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 前もこれも何回も説明してはいますが、搬送時間も含めてですね。出動してから病院到着までの時間もございまして、まず出場から現場到着時間が、ちょっと古いですけど21年度には全国が7.9分ですね。福井県は6.5分です。永平寺町は4.9分となっています。これちょっと22年度ですけども、おおむね変わりませんので。

確かに時間的には少し全国よりもカバーしています。しかし、これが永平寺分署をなくしたとき、これも全国平均よりももちろん近くにあります。しかし、1つにしても、確かに何回も言うてますけれども、遅延は少々ありますけれども、やや時間はおくれますけれども、収容時間の問題でいきますと収容時間はもちろんですけれども、前も説明しましたけれども高機能の機能装置を入れることによって119番していただいて、出動するまでに約1分前後と思います。正直言うて。1分前後はちょっとかかりますけどね。寝ていても走って行ってペーパー持っていきますから。しかし今の時点では、正直、普通の地図、全体のそういうところはまくりまして家を探しています。家をしっかり言えない人もおります。老人もおります。そういう人から見ると、やはりこれからは固定電話、携帯電話問わず位置情報全て出ますのでその場で出動できますので、短縮にももちろんつながります。そして上志比部署のも夜間ですと役場に、例えば火災も ですけども、役場に連絡したり、施錠をしたり、いろんなことで出動までに正直申しましてかなり時間かかっています。そういうことはもう一切ありませんので、出動までの短縮時間というのを私どもは考えていますので、今まで三、四分かかって、場所がわからないときにはかなりかかったときもありました。しかし、そういうことはもう一切ありませんし、それから現場に行つて家を間違える。全国でもたまにありますけれども、電話やったら固定電話でかけてもらえば絶対のそのうちから発信しているというのは間違いございませんので、そういう間違いもなくなります。

いろんな面でメリットではあるんですけれども、そういう効果はあらわれてくると思っていますので、先ほどから何回も言っていますけれども、本当に住民のために恩恵のある消防体制をつくるのは我々消防の目的でございますので、そのところ、理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 住民は怒っているとは大げさですが、相当不安がってるんでそこら辺の気持ちをいろんなことで発信して和ませてあげてほしいなと思います。

また、さきの日本一早くつけれる永平寺町というあれは、その方が否定したというのは何となくそんなことすると潰されると言うんやね。多分国から潰されるという意味やったんかな。そして、これはちょっとアンタッチャブルな世界かなと思ってそれ以上言わなかったんですけれども、心の片隅に置いておいてくださ

い。

2番目の質問に移ります。

幼稚園の正職員の割合を改善する気が本当にあるのかという質問であります。私、この件については初めての質問ではありません。そして、町長からも過去に私の納得できるご答弁をいただいています。本当にそのときはうれしゅうございました。

急に、一遍に今の割合、50%程度を上げていくことは無理だけれども、徐々に上げていこうとは思っていると。最終的には60%にはしたいという趣旨のお答えだったと。ただ、あれから待てど暮らせど50%からなかなか伸びていない、一時期は50%を割っていたこともあるんで非常に残念に思っています。

この件に関して、たまたま先日、輝く女性永平寺会議の様子がケーブルテレビに流れていました。母親目線でのご意見でありました。幼稚園にせっかくいい職員さんに恵まれてよかったよかったと思っていたが、急にやめられて非常にとまどっていると。町外の保育所に行ってしまったと。非常に残念がっておられました。その方は嘱託の先生だったので正職員さんを少しでも減らしていただければ、こういうことは起こりにくいというお気持ちだったということだったと思います。そのときの答弁は、これはどなたが答弁したかはちょっと私覚えていないんですが、毎年毎年なかなか正職員をふやせないという町側の応えですね。毎年毎年新しく入園してくるゼロ歳から2歳児の数が早い段階で読めればいいんだけど、なかなか読めないと。それに備えるために正職員の確保ということになるんですが、それはなかなか難しいからということでありました。

私は、その理由がちょっと理解できないんですね。そんなに毎年、そんなに読めないほどころころと入園児の数が変わるわけないのかなというふうに疑問も思うし、合併してからのデータもあるんじゃないかなというふうなことを疑問として思うんで、本当に数が読めないんだろうかという思いがあって、もう少し詳しい説明をお願いしたいということもあります。

これも似た答弁を以前議会で聞いたこともあります。そもそも今は少子化の時代であって、正職員をふやすと将来、先ほどもそんなよう似た話がありましたけれども、職員が余って困ると。後で困るという論法であります。私、そのときの答弁は聞いてて、私らは何も全職員を嘱託でなくて正職員にしると一言も言っていないですね。その課長は、全職員を正職員にできないという一点張りで言い切っていました。

余りにも誠意がない答弁だったなど今でも残念に思っていますが、私は本当に徐々にで結構であります。それが現実にも少しも前進しないからこういう質問になるんでね。私は、「改善する気が本当にあるのか」というのもちょっと刺激的なタイトルでありますけれども、私別の聞き方すると、何か正職員の割合を上げられない本当の理由というのかね、何か深いわけがあるのかなということまでお聞きしたい気持ちになります。場合によっては、本当の理由がわかれば私どももなるほどなと理解できなこともないんで、また正職員の数を上げてほしいというのはほかにも幾つもあるんですね。

そのうちの一つに、正職員になりたいなという希望があっても、当然枠がありますから嘱託の職員さん何年も挑戦していても簡単にはなれないと。したがって町外に条件がいいところへ行ってしまうですね。それは仕方ないと思います。それが年によって余り多くそういうことも起きているとしたら、毎年、補充していく子育て支援課がそれは一番大変だと思うんです。同情するわけではありませんけれども、そこら辺が理由の一つではありますが、これは第一の理由ではありません。嘱託をやめられるのがそんなに多いのかということでもあります。

それと、数も気になるんですけども、嘱託でお願いできる期間は平均してどれぐらいなのでしょうという。2年か3年なのでしょうかと。場合によっては1年なのでしょうかと。これは人によって違うんでしょうけど、余り短い期間の方が多いようですと今後子どもたちにも影響が出てくると。特に保護者の方はそういうようなことが非常に敏感に反応されますね。これはやっぱりいい先生が去っていくことも歓迎されませんけれども、短い期間で頻繁に先生が変わるということは、それは幼児に限らず、小学校、中学校でも大変子どもにとってもあんまりいいことではないということは前々から言われているんで、ちょっとそこら辺も含めて、私は本当に今永平寺町の子育て支援というのは保育料は安いし、ゼロ歳児からの入園も常時オーケーのようであるし、一時保育もあるいは延長保育もできます。至れり尽くせりですね。しかし、片方で若い保育士さんたちだけが恵まれない条件にあるんじゃないかということをお心配するんです。

私、政治のかなめというのは三方よしということに尽きると思っています。近江商人のいわゆる三方よしですね。売り手よし、買い手よし、世間よしと。あのことが政治のかなめではないかと思っております。そういうきめ細かい子育てで町長も満足してるし、自慢できるし、保護者も子どもたちも喜び、また保育士さんたちも感謝されていると思いますが、一見、三方よしなんですけれども、やっ

ぱり調べてみると一部の保育士さんたちが、特に嘱託さんたちが割を食っているというふうに思われます。私は、これでは三方よしと言えないなど。いつも言ってるんですけども、やっぱり20歳で社会に希望を持って出てきた若者に、私たち大人社会というのはできる限り最大限の応援をしなければいけないというふうなことを思うんで、私は要は保育士さんたちの人件費を思い切ればいだけの話でないかなと思っておりますが、一種の政治判断ではないんですか。ひとつご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） ただいまのご質問でございますが、正職員をふやせない理由。特に新入園児、ゼロ歳から2歳までの数が早い段階で読めないためであるのではないかというご質問でございますが、まず子育て支援課からお答えいたします。

まず、次年度の新入園児数の把握についてでございますが、例年、10月に次年度4月に新規で入園を希望されるお子様の保護者に対しまして入園説明会並びに入園の申し込みを行っているところでございます。その後、園ごとに面接を行いまして入園者を決定しているということでございます。

平成26年度、来年度の新規入園希望者の説明会におきましては、申し込みについては1カ月前倒しをいたしましてことしの9月に実施したところでございます。

なお、面接を終えた時点で各園別、年齢別の入園者数の数につきましてはある程度把握することはできております。現段階におきまして平成26年4月の入園予定者につきましては727名でございます。保育士の必要人数につきましては109名となっております。

これはあくまでも来年度4月から幼稚園に通うお子様の人数でございまして、入園申し込み終了以降にお子様が生まれた方やお子様を授かった方、そして入園申し込み時点では入園する予定がなかったけれども、諸事情によって年度途中から入園を希望される保護者の方、加配の数とか、さらに町が行っているさまざまな保育サービス、一時保育、土曜保育、延長保育、ふれあい保育などでございますが、これらを受けようと考えておられる保護者がどれくらいいらっしゃるか、あるいはお子様の年齢や年度によって希望者数の増減幅が大きく異なることがございまして、正確な人数の把握がより困難となっているのが現状でございます。

また、永平寺町では先ほど述べたように、町独自の特色ある保育サービスや取

り組みを行っております。例を挙げますと、ゼロ歳児保育における保育士の配置につきましては、国の基準では3人に1人の配置でございますが、本町では年度当初に3人に2人の保育士を配置しております。平成26年度では4月からのゼロ歳児の入園者数でございますが、18名でございます。国の基準6名に対しまして本町では15名の配置を予定しております。

さらに年々ニーズが高まっております一時保育や延長保育などでは、指定園8園に対しまして各1名ずつ保育士を増員するなど、県内のどの市町にでも行っていないような保育士の配置を町独自で行っております。このようなことから、年によっては嘱託職員の割合が正保育士より高くなる主な要因となっていると考えております。

しかしながら、今後、将来の人口動態や出生数の推移、地域性などさまざまなデータを活用しながらできる限りの確かな数字の把握に努めまして、保育士の必要数をできる限り早い時期に総務課のほうへ情報提供を行いまして保育士を確保したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） 職員の採用という点で総務課のほうからお答えさせていただきます。

本町における職員の採用につきましては、県下8つの町と同じ統一採用試験で選考するということから、例年、7月上旬に翌年4月1日付の採用候補者試験の告示を行いまして、9月下旬ごろに教養試験、職場適応性検査、性格診断検査などの一次試験を行います。

次に、第一次試験の合格者を対象としまして10月下旬に作文試験と面接試験の第二次試験を実施した後、11月中旬から下旬に合格者の決定を行っているところであります。

本年度の保育士の採用候補者試験の合格者につきましては、選考の結果3名でございますが、これにより来年3月末の退職者1名のところ3名の採用となりまして、正職員の比率割合は52%、本年度よりも5ポイント改善されることになります。

繰り返しになりますけれども、今後とも保育士の定数そのものにつきましては少子化が進展する中、担当課と連携をしまして今後の入園児数や保育ニーズ等を十分見きわめる必要がありますけれども、できるだけ正職員の比率が高まるよう

に徐々に改善していきたいという考え方は従来どおりでございます。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今いろいろとお話をさせていただきました。ことし26年度は109名の保育士さんを1年間確保するというものでありまして、その内訳といたしますのは、正保育士が56人、嘱託が53人です。これを109で割り返しますと正保育士が52%、嘱託が47ということです。

これが今申し上げましたように、ことしは25年度は退職が1人ですので3名確保しました。それからもう一つ、今申し上げていますように、3人に1人というのがゼロ歳児は決まりですので、恐らく各市と町はほとんど3人に1人だと思われていますが、永平寺町は3人に2人つけております。3人に2人つけておる。それが今議員申し上げましたように15名配置しているということです。3人に2人つけて。それで、1人つけておきますと6人でいいんですけども、それで15から6引きまして9人そこで基準よりも多く配置しています。

それからもう一つは、一時保育とか延長保育をやっております、これも各園に1人ずつつけておりますので8名つけております。それで、各市と町の形よりもその一時保育の8人とそれからゼロ歳児の2人つけていますので、17人嘱託が多いということです。この中で今申し上げましたように56人と53人。この53人の中には17名が入っているということでもありますので、これはそういうことでそういう嘱託をふやしてもゼロ歳児保育とか、それから今申し上げましたように独自の一時保育とか延長保育をやっているということですので、そこでよそとは非常に大きな職員の数になっています。

今申し上げていますように、60と40ぐらいが一番いいかなと思ってますので、ことしは52です。それが去年は47です。25年度は正が47。それは考え方によっては改善できますので、そういうことで60人超したいと思っていますので、まだ2年ぐらいかかるかわかりませんが、そういう形で進めていきたいと思えます。

今申し上げましたように、嘱託保育の中によその市町がしていないゼロ歳児を見るのを3人に1人ですけど、永平寺町は3人に2人で1人多く当てています。それからもう一つは、延長保育とか必要保育で、これは8園に1人ずつ、これも新しい取り組みやっています。8人で17人がほかにはない、嘱託ですけども、ない職員の数がふえていますので、ここでは非常に改善が率的にはなかなか一遍にいかないというところがありまして、その数字がまた今申し上げましたように

なかなか確定しないということもありますので、それで正規の数をとるのにどうしても確定しないということで嘱託の保育士を確保するということになりますので。これからもそういういろいろなことを考えて、やはり正規の保育所が多いということは非常に大事なことで、そういうことも含めて十分改善していきたいと思っております。今申し上げたのは、そういうことでそこに一つよその市と町と違うということです。

それからもう一つ、さっきもお話ありましたように、嘱託保育士の待遇というのは全然悪くありませんので、悪いで行ってまうんでないかというような今お話されていましたが、そういうことではありませんので。非常に福井市とか坂井市とか十分眺めてやっていますので、永平寺町は悪くありませんので、そういうことだけ申し上げたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 理解できました。

何年前か前に、3年ほど前だと思いますが、徐々に私は65%と思い込んでおったけれども60%ということだったんで、それは仕方ないですけども、そういうお言葉をいただきながら、やっと一時は47%ということでもちょっと驚いていたんですが、52%に回復した、あるいはまた2年後ぐらいには60人というそういう具体的な数字をお聞きすれば多少安心するんですが。

もう一つ、保護者全部じゃないんですけども、保育料のことで、よく言うと安いし、悪く言うとひょっとして安過ぎるんでないのというご父兄もいらっしゃるんで、余りにもその正職員側の話になってくるんで、私らは1万4,500円かな、3,4,5は。急にそれを2万数千円にしようというのはかなわんけど、2,000円とか、それは一部の意見かもしれませんよ。2,000円か3,000円だったら喜んで正職員さんを確保していただけるなら私は出してもいいという保護者もいらっしゃることはいらっしゃるんでね。私も別にここで今値上げしろとは決して言いませんけれども、そんな恐ろしいことはよう言いませんけれども、そんなご父兄の声もあるということだけはちょっと片隅に置いておいてくださればいいのかなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今保育料のお話ありましたけれども、保育料をそれ以上高くすると保育士さんが雇用しやすいということでは全然ありませんので、今のような保育の形態の中で嘱託が多くなっているということをやっぱりご理解いただか

んとあかんと思います。

○議長（伊藤博夫君） 暫時休憩します。

（午後 4時 分 休憩）

（午後 4時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

なお、明日10日は定刻より本会議を開催したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 4時 分 延会）